

第4回地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会
ボランティア、民間企業の役割と連携(概要)

1. 検討の趣旨
2. 災害ボランティアセンター等の運営
3. 被災者ニーズに対応したボランティアコーディネートの実施
4. 防災ボランティア活動への支援等
5. 民間企業との連携

1. 検討の趣旨

平成7年の阪神・淡路大震災では、多くのボランティアが活躍した。

・平成7年の阪神・淡路大震災では、1月17日の災害発生の直後から、県内はもとより国内外から史上空前の人々が被災地に駆けつけ、ボランティアとして救援物資の搬出・搬入、避難所の運営、安否確認、炊き出し、水くみ、医療・看護、介護など各種のニーズに対応した多種多様な救援活動や支援活動に参加した。その人数は震災から1年間で延べ137万人と推計され、一部では平成7年を「ボランティア元年」とも形容されている。

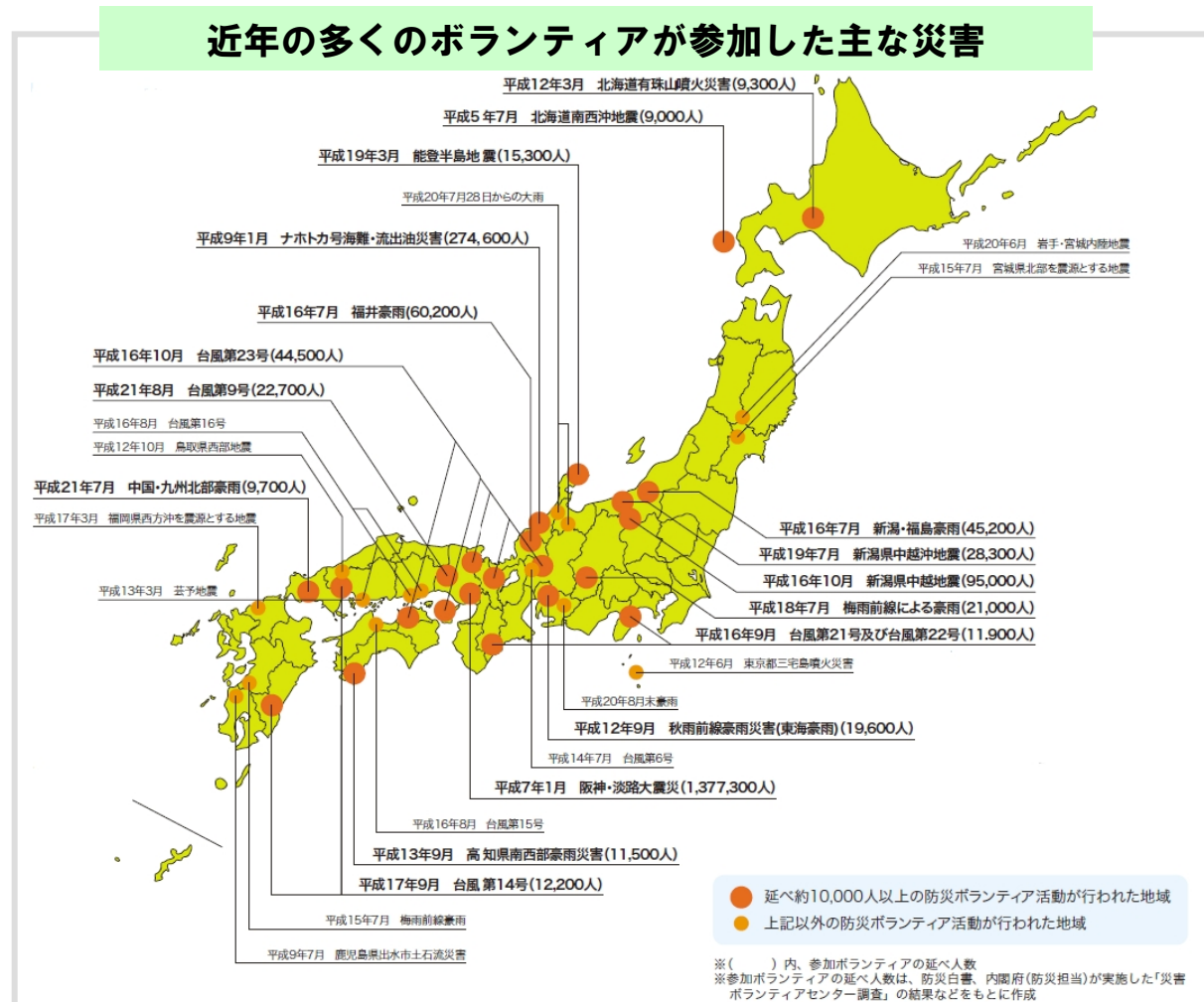
（出典）兵庫県「阪神・淡路大震災－兵庫県の1年の記録」



阪神・淡路大震災のボランティア（出典：内閣府「防災白書（平成22年）」

1. 検討の趣旨

近年の様々な災害時においても、被災地で多数のボランティアが活躍している。



(延べ約1万人以上のボランティア活動が行われた近年の地震災害)

新潟県中越地震	95,000人
能登半島地震	15,300人
新潟県中越沖地震	28,300人



家屋周辺の泥だしをしている様子(福井県)
 写真提供: 蓮本浩介



避難所での足湯の様子(新潟県刈羽村)
 写真提供: 菅磨志保



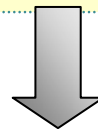
被災地で棚田の収穫を手伝っている様子(新潟県川口町)
 写真提供: 特定非営利活動法人とちぎボランティアネットワーク

1. 検討の趣旨

防災ボランティア活動は、被災地の様々な局面で大きな役割を果たしている。

【近年の地方都市の地震において、被災地で行われた防災ボランティア活動の例】

- 避難所でのお手伝い（炊き出し、洗濯など）
- 家の片付け、泥だし
- 暮らしのお手伝い（お買い物、家事手伝い、家庭教師など）
- 生活物資等の訪問配布
- 被災者に元気になっていただくための交流機会作り、イベント開催
- 相談、話し相手
- 子どもの遊び相手、託児代行
- ペットの世話
- 暮らしの再建のための専門家の相談会、勉強会
- 復興期における地域^{おこ}興しのお手伝い など



災害救援、避難生活の支援、家屋の泥かきなどの復旧支援、被災地や被災者の活力を取り戻すための生活再建支援、町おこし・村おこし等の復興支援、災害被害を軽減するための事前の備えの普及啓発など、近年、防災の様々な局面において、数多くのボランティアの方々による防災活動が、様々な主体との協働の下で、活発に行われている。

被災地における公助ではカバーしきれないきめ細かなニーズにも目を向けた活動が行われており、家屋の片付けや炊き出しなどの直接的な活動だけでなく、被災者への寄り添いや地元のお祭り等の催事の開催のお手伝いなどの間接的な活動まで、被災者本位の復旧・復興のために不可欠な支えにもなり得る存在として大きな役割を果たしている。

1. 検討の趣旨

平成7年、災害対策基本法及び防災基本計画が改正され、国及び地方公共団体は「ボランティアによる防災活動の環境の整備に関する事項」の実施に努めなければならないことが法律上明確に規定された。

● 災害対策基本法（抜粋）

（平成七年一月改正）

（施策における防災上の配慮等）

第八条

- 2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。
（中略）

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

● 防災基本計画（抜粋）

（平成七年七月全面修正）

第2編 震災対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

(2) 防災ボランティア活動の環境整備

- **地方公共団体は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。**
- **国及び地方公共団体は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。**その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。

第2章 災害応急対策

第12節 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ

- **国、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。**ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

1. 検討の趣旨

防災ボランティア活動の環境整備が進められている。

- 平成7年、閣議了解により「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」が創設された。

「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」について

平成7年12月15日 閣議了解

1. 政府、地方公共団体等防災関係諸機関を始め、広く国民が、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動についての認識を深めるとともに、災害への備えの充実強化を図ることを目的として、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」を設ける。
2. 「防災とボランティアの日」は、毎年1月17日とし、1月15日から1月21日までを「防災とボランティア週間」とする。
3. この週間において、災害時におけるボランティア活動及び自主的な防災活動の普及のための講演会、講習会、展示会等の行事を地方公共団体その他関係団体の緊密な協力を得て全国的に実施するものとする。

（内閣府の取組み）

- ✓ 活動関係者等からなる「防災ボランティア活動検討会」を開催している。
- ✓ 相互交流を図る「防災とボランティアのつどい」を開催している。
- ✓ ボランティアに対する普及啓発資料（「防災ボランティア活動の情報・ヒント集」の取りまとめ等）の作成、地方公共団体等受入れ側に対する普及啓発（パンフレット「地域の『受援力』を高めるために」の発刊等）を行っている。

（消防庁の取組み）

- ✓ 都道府県・政令指定都市等の間で情報を共有する「災害ボランティアの活動環境整備に関する連絡協議会」が消防庁を事務局として開催されている。



パンフレット
「地域の『受援力』を高めるために」



防災ボランティア活動検討会



防災とボランティアのつどい

1. 検討の趣旨

社会福祉協議会（社協）、NPO、ボランティアが協力して災害ボランティアセンター（災害VC）の運営を担うことが多い。

■社会福祉協議会とは

地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、「福祉のまちづくり」の実現をめざしたさまざまな活動をおこなう。

- ✓ 高齢者や障害者の在宅生活、ホームヘルプサービス（訪問介護）、配食サービス
- ✓ ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介
- ✓ 小中高校における福祉教育の支援等

(2010年4月1日時点の
社会福祉協議会の数)

総数	1934
(内訳)市町村	1737
指定都市の区	130
都道府県	47
指定都市	19
全国	1

(出典) 全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会HP

➤災害ボランティアセンター

阪神・淡路大震災以降、社会的に定着した、**被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点**であり、被災地の社会福祉協議会やボランティア関係者、行政が共同して設置運営する。被災地外からの災害VC運営経験者が関わる場合もある。

(菅磨志保/山下祐介/渥美公秀編「災害ボランティア論入門」を参考に記述)

災害ボランティアセンターの活動内容

【被災地のニーズの把握】

- ・家の片付け、避難所でのお手伝いなど、被災地の暮らしのニーズ収集

【ボランティアの受け入れ】

- ・災害ボランティアセンターを立ち上げた場所を、被災地内外に情報発信し、活動を希望するボランティアを受付
- ・被災地外から来るボランティアの移動手段（バス等）の便宜

【人数調整・資機材の貸し出し】

- ・被災者ニーズにあわせた、必要なボランティアの調整
- ・活動のために必要な道具の準備、貸し出し

(出典) 内閣府「地域の『受援力』を高めるために」



穴水町VC

(出典) 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議
「災害ボランティア活動支援者のためのハンドブック」



柏崎市災害VC

(出典) 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議
「新潟県中越沖地震報告」

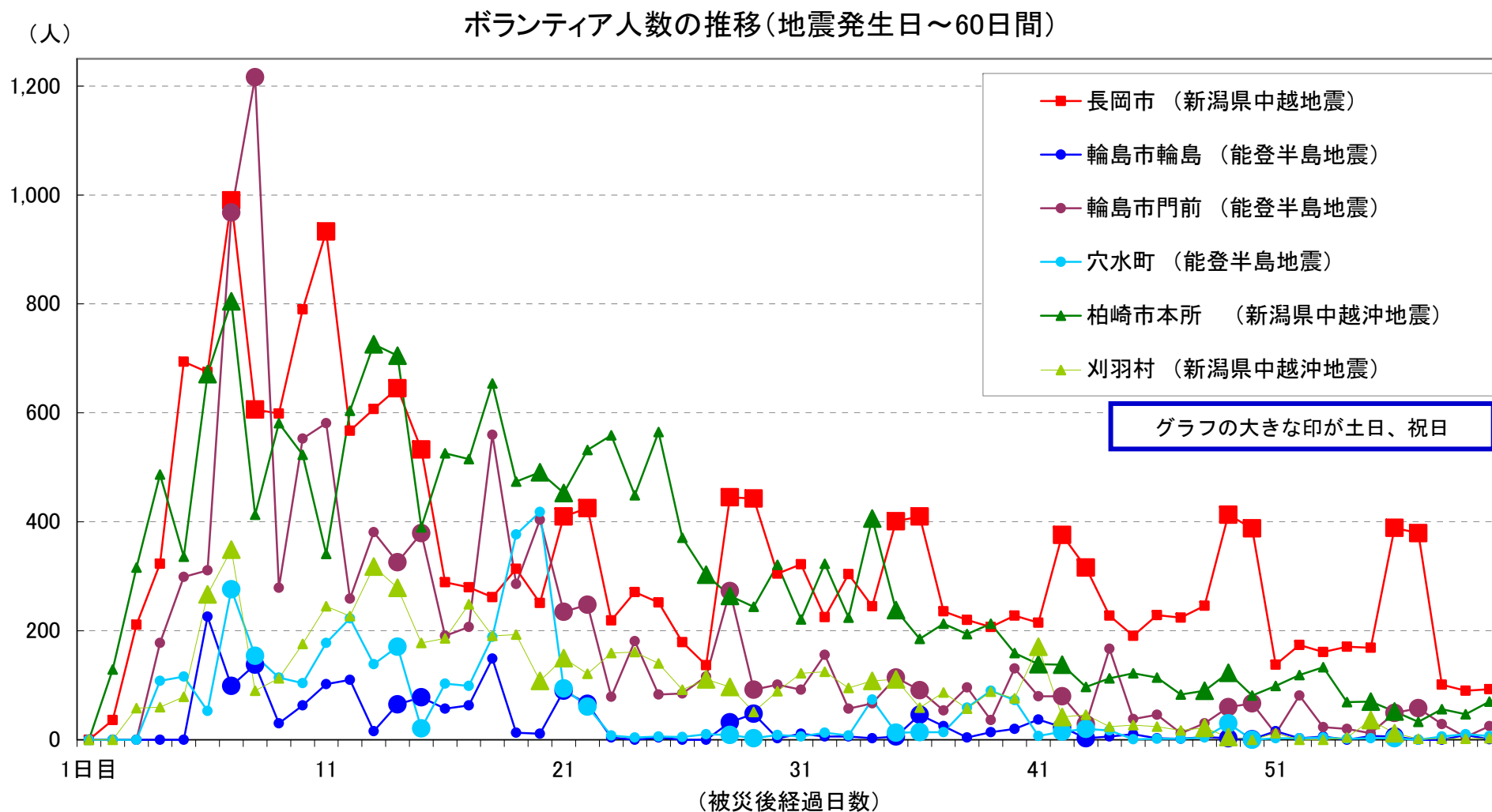
- 阪神・淡路大震災以降、防災ボランティア活動への取り組み意識が高まり、近年の災害時も多くボランティアが活動している。
- 防災ボランティア活動は、被災者を直接・間接的に支える重要な役割を果たしている。
- 行政は、災害対策基本法や防災計画で、防災ボランティア活動が円滑に行われるような環境の整備を行うことを定めている。
- 災害時には、社協が中心となってNPO、ボランティアと協力し、災害ボランティアセンターを設置、運営することが多くなっている。



これらの背景を踏まえ、円滑な防災ボランティア活動の環境整備を進めるための対策を検討する。

2. 災害ボランティアセンター等の運営

地震発生の日から、多くのボランティアが訪れている。

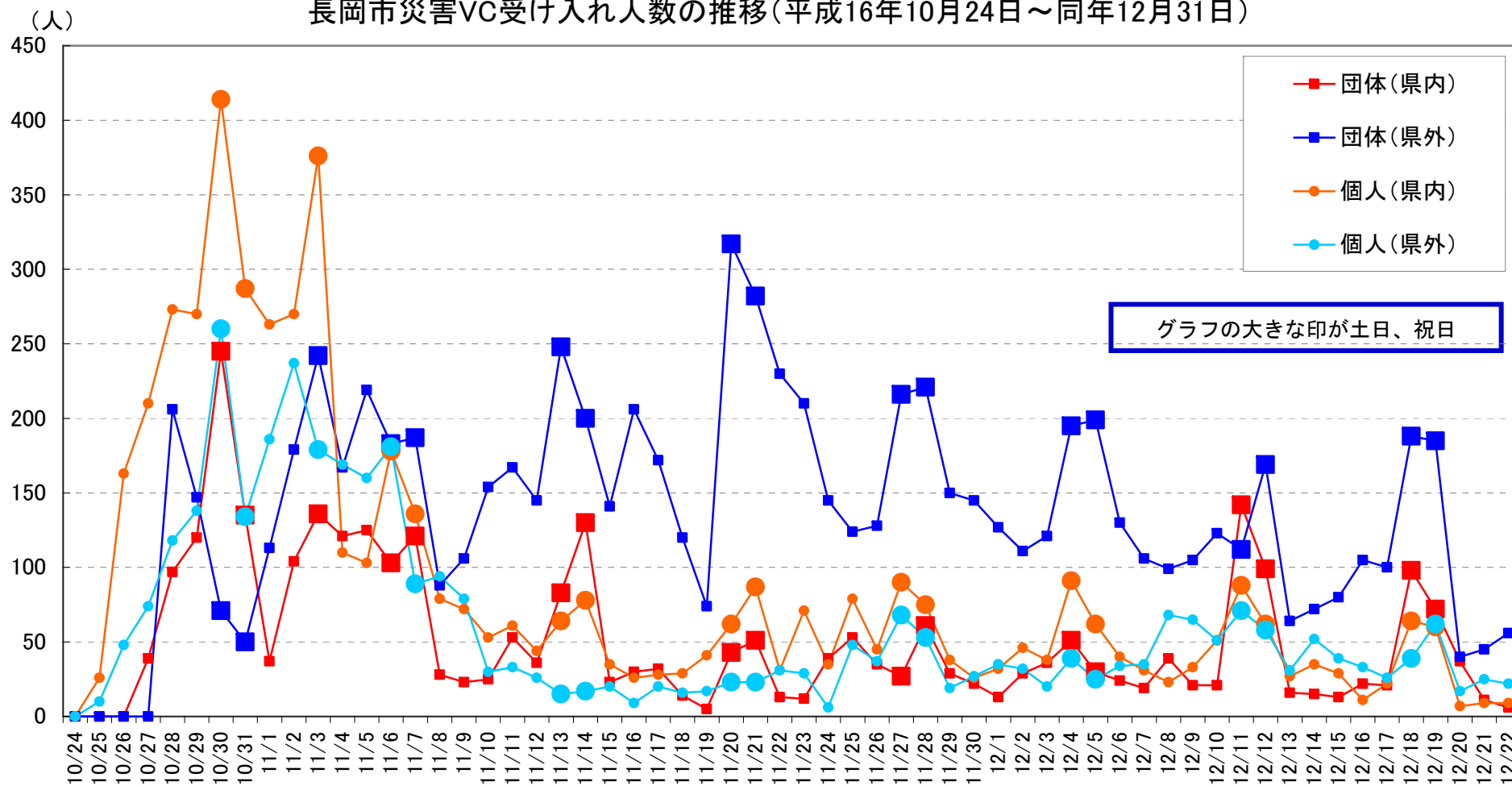


(長岡市社会福祉協議会資料「長岡市災害ボランティアセンター・長岡市社協の対応状況」、
石川県県民ボランティアセンター「能登半島地震におけるボランティア活動の記録」、
新潟県社会福祉協議会「新潟県中越地震における社会福祉協議会の災害救援活動報告書」より作成)

2. 災害ボランティアセンター等の運営

新潟県中越地震では、地震発生直後は個人で訪れるボランティアが多かった。

長岡市災害VC受け入れ人数の推移(平成16年10月24日～同年12月31日)



(長岡市社会福祉協議会「長岡市災害ボランティアセンター・長岡市社協の対応状況」より作成)

個人で訪れるボランティアの活動調整を行う災害VCの機能確保は重要と考えられる。

2. 災害ボランティアセンター等の運営

近年の災害では、災害VC等の設置時期が迅速になりつつある。

災害ボランティアセンター等設置状況

※市町村合併等に伴い、後に名称が変更されている場合がある。

新潟県中越地震*1		
名称	設置日	(発災後)
新潟県 (災害救援ボランティア本部)	H16/10/24	2日目
新潟県 (災害救援ボランティア本部 中越センター)	H16/10/26	4日目
越路町	H16/10/25	3日目
十日町市	H16/10/24	2日目
中里村	H16/10/25	3日目
小国町	H16/10/28	6日目
小千谷市	H16/10/27	5日目
川口町	H16/10/30	8日目
長岡市	H16/10/25	3日目
栃尾市	H16/10/24	2日目
柏崎市	H16/10/24	2日目

福岡県西方沖地震*2		
名称	設置日	(発災後)
福岡市 (市本部・中央区を除く各区)	H17/3/22	3日目
福岡市中央区	H17/3/20	1日目
福岡市西区西浦	H17/3/29	10日目

能登半島地震*3		
名称	設置日	(発災後)
石川県	H19/3/25	1日目
輪島市門前	H19/3/27	3日目
輪島市輪島	H19/3/30	6日目※A
穴水町	H19/3/27	3日目

※A 輪島市社協は、被害の大きい門前地区に災害VCを立ち上げたが、輪島地区の問合せが増加する等の事態から、対応が必要と判断して輪島地区にも災害VCを設置した。

新潟県中越沖地震*4		
名称	設置日	(発災後)
新潟県	H19/7/16	1日目
柏崎市	H19/7/16	1日目
柏崎市西山支所	H19/7/21	6日目
刈羽村	H19/7/17	2日目
出雲崎町	H19/7/17	2日目

岩手・宮城内陸地震*5		
名称	設置日	(発災後)
栗原市 (社協の体制で対応)	※B	※B
奥州市 (社協の体制で対応)	※B	※B

(出典) *1) 内閣府(防災担当)『平成16年度災害ボランティアセンター対象アンケート調査』 *2) 内閣府(防災担当)『平成17年度災害ボランティアセンター対象アンケート調査』 *3) 石川県県民ボランティアセンター「能登半島地震におけるボランティア活動の記録」 *4) 内閣府(防災担当)『平成19年度災害ボランティアセンター対象アンケート調査』 *5) 内閣府(防災担当)『平成20年度災害ボランティアセンター対象アンケート調査』

※B 栗原市社協、奥州市社協は、災害発生1日目から活動を開始し、市外からのボランティア募集を行わずに対応する方針とした。

奥州市社協は、H20/6/18に、被害の大きかった地区の復興支援のため、「奥州市社会福祉協議会災害救援ボランティアセンター」を設置し、奥州市内からボランティアを受入れ、訪問やサロン、昼食交流会等を行った。

2. 災害ボランティアセンター等の運営

新潟県中越地震時、長岡市社協は市役所の会議室の借用、NPOの助言等、市や関係団体との連携を得て災害VCの設置を決定した。

10/23 17:56	新潟県中越地震発生 (震災発生直後、長岡市社協の事務所がある長岡市社会福祉センターは停電) 事務局長が長岡市役所にて情報収集
10/24 3:00	長岡市役所の会議室を借用し、事務局長と参集職員で対応について協議開始
10/24 10:00	長岡市役所の会議室を仮の事務局とし、長岡市災害VC設置について協議
10/24 13:00	豪雨災害の経験及び災害VC設置経験のあるNPOからの助言等を踏まえ、災害VC設置を決定
10/24 14:00	長岡市社会福祉センターのライフライン復旧の目処が立つ 災害VCの設置場所を同センターに決定
10/24 15:00	長岡市社会福祉センターのライフラインが復旧
10/24 17:00	全国から問合せが入り、受付票等の作成開始
10/25 8:30	県災害ボランティア本部等関係機関及びマスコミ等に対し、「長岡市災害VC」設立を正式に周知 → 初期に受け入れたボランティア36人に「VCの設営」のためのボランティア活動を依頼した。

当初、災害VCの設置場所として、過去の水害経験から以下の条件に合う施設を探したが、被害が大きかったり、避難所となっていたために確保できなかった。

- 多くの災害ボランティアが集まることのできる広いスペース
- 被災地外からでもわかりやすい場所
- 駐車場を確保できる場所



(出典) 長岡市社会福祉協議会「新潟県中越大震災と長岡市社協」

長岡市災害VCの受入れ状況

2. 災害ボランティアセンター等の運営

社協は、広報活動として、被災状況に応じ、災害VC設置の周知、混乱防止のための来訪の自粛要請等を行った。

【災害VC設置を周知した例】

- ・長岡市社協では、関係機関及びマスコミ等に対し、「長岡市災害VC」設置を周知した。

(出典) 長岡市社会福祉協議会「新潟県中越大震災と長岡市社協」

【被災地の混乱防止のために、ボランティアの自粛を要請した例】

- ・石川県災害対策ボランティア本部は、災害発生直後の被災地では、被災状況確認やライフライン復旧作業により混乱しており、余震による二次災害の恐れもあったことから、防災ボランティア活動のための被災地来訪をしばらく自粛して頂くよう県ホームページ等を通じて発信した。

(出典) 石川県県民ボランティアセンター「能登半島地震におけるボランティア活動の記録」

【災害VCを設置しないことを周知した例】

- ・栗原市社協は、被災地内の状況を勘案し、市外県外からのボランティアの受入れ等を行う「災害ボランティアセンター」を設置しないことを決定し、市ホームページを通じて発信した。

(出典) 宮城県「岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」

<栗原市HPでの広報文>

栗原市と栗原市社会福祉協議会は、市内の被災状況を確認した結果、災害ボランティアセンターを設置していません。現在は栗原市社会福祉協議会地域福祉課を窓口とした生活支援を中心に栗原市内のボランティアで対応しています(市ボランティアセンターの登録ボランティアと市内の協力団体などと連携し、活動・対応中です)。

2. 災害ボランティアセンター等の運営

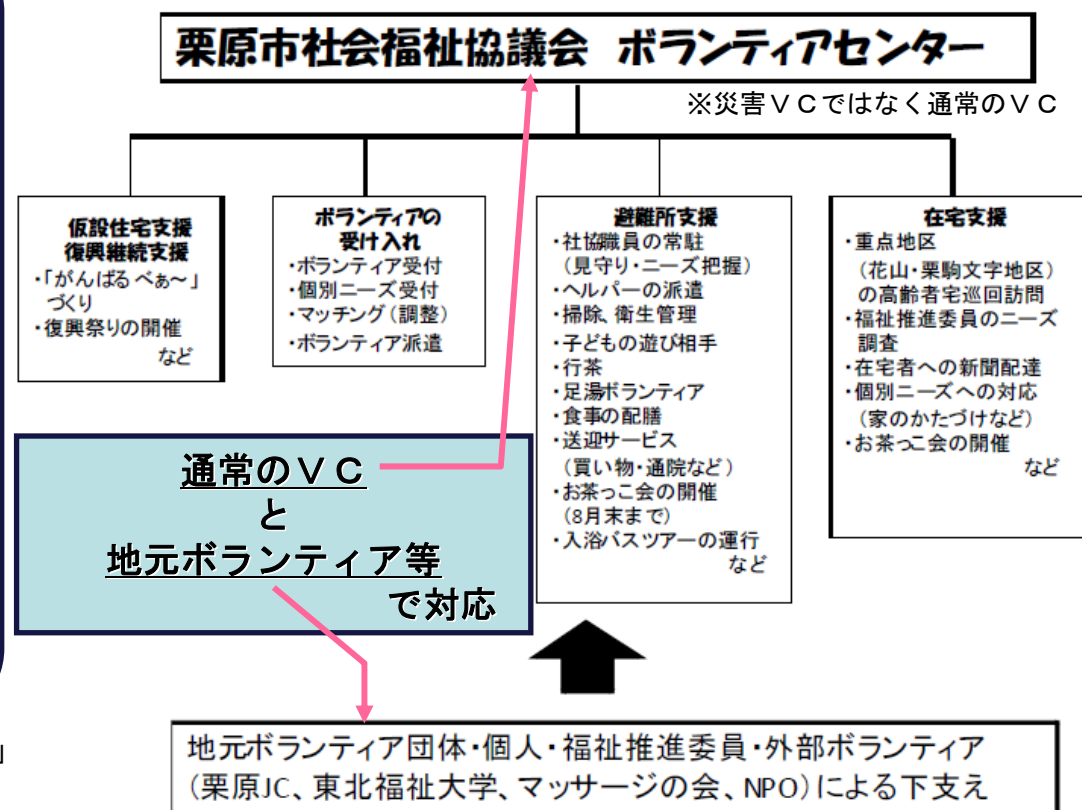
(参考) 災害VC以外での体制例

栗原市社協は、被災地外からボランティアを広く受け入れるための災害VCを設置せず、被災地の社協と地元ボランティア等を中心に対応した。

<栗原市が設置しなかった理由>

- ・ 地震の規模に比べて被害が局所的であり、家屋の被害件数が少なかった。
- ・ 地元の栗原市社協ボランティアセンターのネットワークを活用することにより被災住民のボランティアニーズへの対応が可能であった。
- ・ 大きな被害があった被災地への交通が寸断されていた。
- ・ 被災住民から地域コミュニティによる支え合いを大切にしたいとの声があった。

(出典) 宮城県「岩手・宮城内陸地震からの復興に向けて」



(出典) 消防科学総合センター 地域防災データ総覧
岩手・宮城内陸地震 平成20年8月豪雨編

2. 災害ボランティアセンター等の運営

新潟県中越地震の際、長岡市災害ＶＣは、社協を中心にＮＰＯやボランティアと協力して運営スタッフを確保し、役割分担をして運営した。

- ・ 本部長を市社協事務局長とし、「総務班」「ボランティア班」「ニーズ班」「マッチング班」「資材班」の計５班でスタートした。

※後に「山古志班」「引越し班」を追加。

- ・ 当初の３日間程度は、市社協職員に応援のＮＰＯ、ボランティアを加えて運営を行った。

※長岡市社協の職員数に限界があり、各班の役割を担うスタッフの確保が必要だった。

- ・ ５日後から他社協の応援職員の派遣が始まり、長岡市社協職員＋ＮＰＯ法人＋ボランティア＋派遣社協職員で運営を行った（スタッフ数は最高時で６０人強）
- ・ 各班のチーフには可能な限り地元（長岡）の者が就くように工夫した。

※土地勘があること、将来的な地元中心の支援への移行を考慮した。

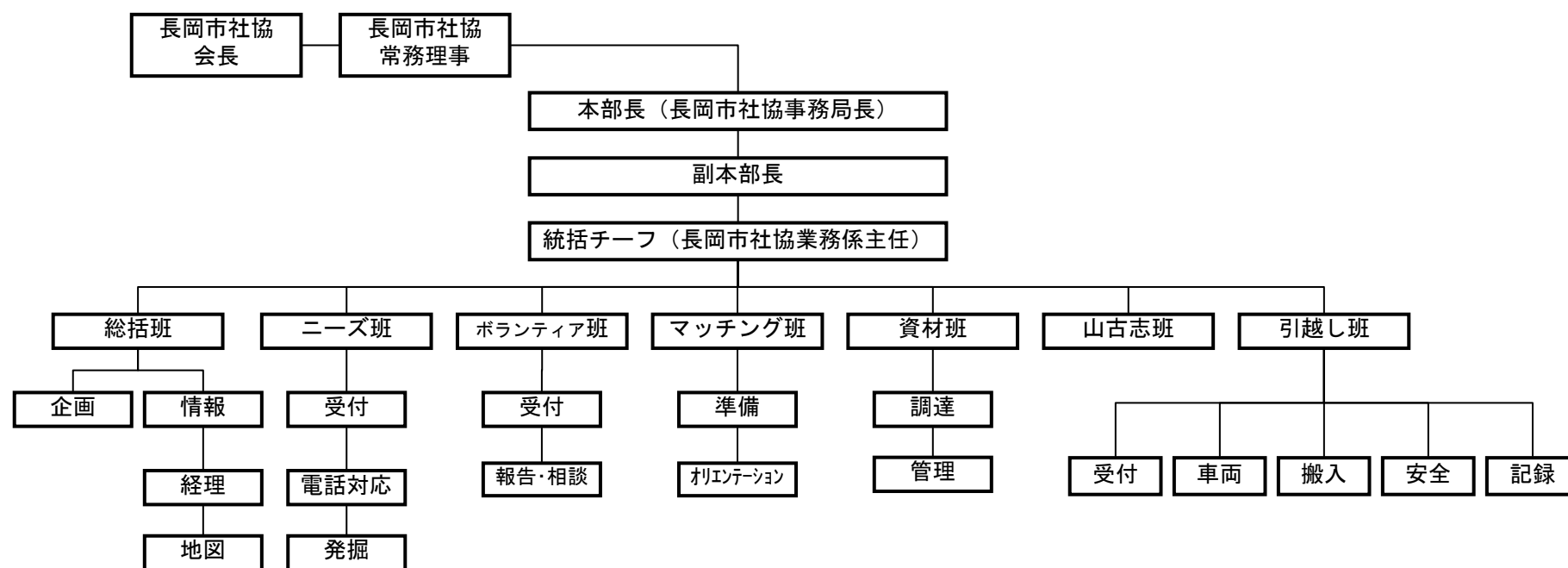
（出典）長岡市社会福祉協議会「新潟県中越大震災と長岡市社協」

※能登半島地震の災害ＶＣでは、市町社協職員＋県社協職員＋ボランティア＋派遣社協職員＋ＪＣ（青年会議所）スタッフ等が体制に組み込まれている。

（出典）石川県県民ボランティアセンター「能登半島地震におけるボランティア活動の記録」

2. 災害ボランティアセンター等の運営

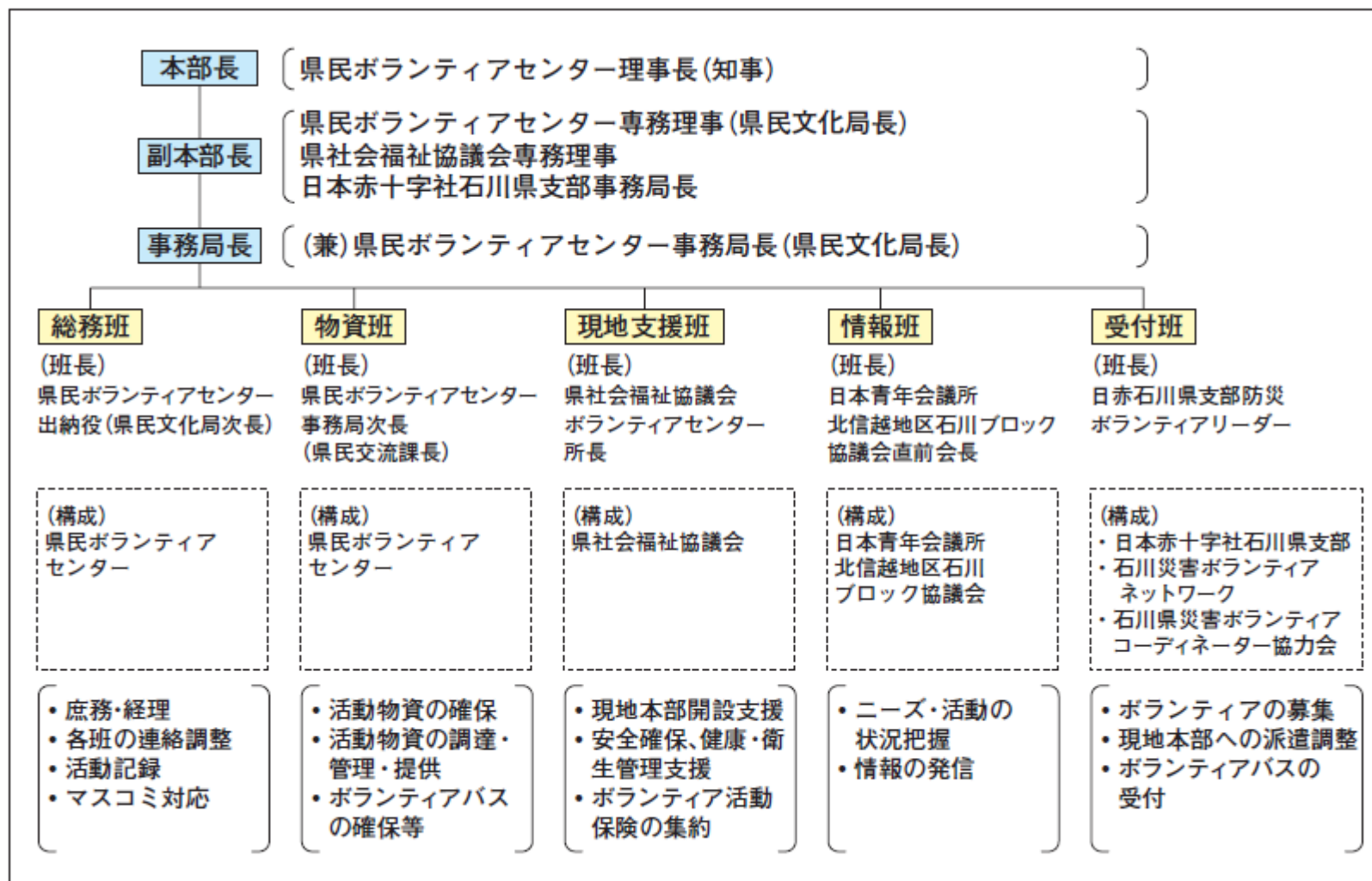
(参考) 長岡市災害VC組織図



(出典) 長岡市社会福祉協議会「新潟県中越大震災と長岡市社協」

2. 災害ボランティアセンター等の運営

(参考) 石川県災害V C組織図



(出典) 石川県県民ボランティアセンター「能登半島地震におけるボランティア活動の記録」

2. 災害ボランティアセンター等の運営

(参考) 輪島市（輪島地区）災害V C組織図

○場所 輪島市河井町：輪島市文化会館内
※平成19年4月5日時点

センター長
輪島市社協事務局次長
全体の統括
副センター長
青年会議所代表者
県社協職員
全体の統括補佐

ニーズ受付班
ブロック派遣スタッフ、JC スタッフ
・電話受付（V協力依頼票記入）
・来所受付（V協力依頼票記入）
・現場関係機関受付（V協力依頼票記入）
・活動紹介票作成（受付内容のみ）

地図班
輪島市ボランティア連絡協議会
・活動場所までの地図の作成

ボランティア受付班
ブロック派遣スタッフ、JC スタッフ
・ボランティア受付票記入
・ボランティア保険加入手続
・団体受付
・翌日以降の準備（ニーズ受付班と連携）

マッチング・オリエンテーション班
ブロック派遣スタッフ、JC スタッフ
・ボランティアのマッチング
・リーダーの決定
・オリエンテーション
・資・機材手配、配車
・変更時の連絡調整
・活動報告受け取り

車輛班
ブロック派遣スタッフ、JC スタッフ
・活動場所までの送り迎え
・運行表の管理
・駐車場整理

物資班
ブロック派遣スタッフ、JC スタッフ
・物資管理（出入、在庫確認）

総務班
輪島市社協職員、県社協職員
ブロック派遣スタッフ、JC
・外部への発信、マスコミ対応
・ボランティア活動希望者電話対応
・ボランティア活動証明書発行
・県本部への報告
・災害対策本部との連絡
・苦情対応
・記録
・義援金、寄付金対応
・物品等の購入
・活動人数等の報告

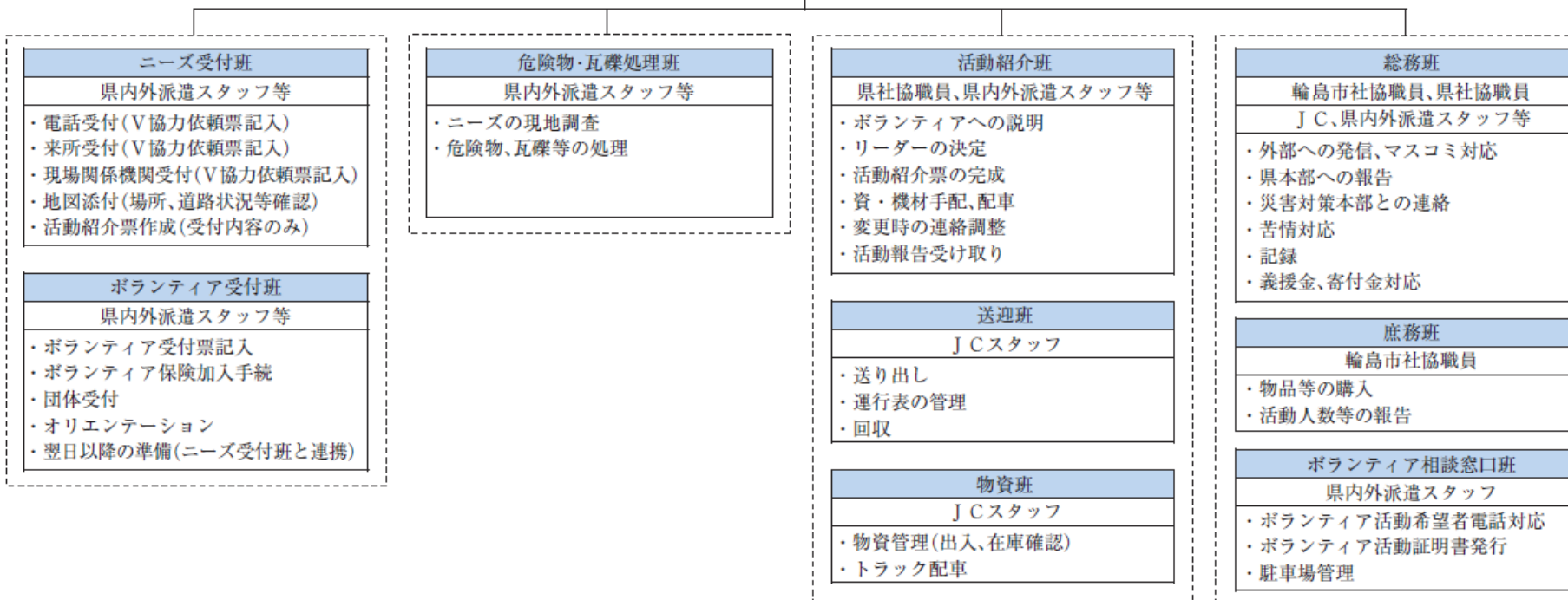
（出典）石川県県民ボランティアセンター「能登半島地震におけるボランティア活動の記録」

2. 災害ボランティアセンター等の運営

(参考) 輪島市（門前地区）災害V C組織図

○場所 輪島市門前町：道下サンセットパーク内
※平成19年4月24日以降（一部変更）

センター長
輪島市社協門前支所職員
全体の統括
副センター長
輪島市社協門前支所職員、J C代表者
全体の統括補佐



(出典) 石川県県民ボランティアセンター「能登半島地震におけるボランティア活動の記録」

2. 災害ボランティアセンター等の運営

(参考) 穴水町災害V C組織図

○場所 鳳至郡穴水町：穴水町保健センター敷地内
※平成19年4月5日時点



(出典) 石川県県民ボランティアセンター「能登半島地震におけるボランティア活動の記録」

災害V Cの迅速な設置判断、適切な運営体制の確保

大規模な災害が発生すると、全国から数多くのボランティアが被災地に駆けつける。ボランティアを円滑に受け入れ、ボランティアの力を十分に発揮していただくため、災害V Cを迅速に設置し情報発信を行うとともに、適切に運営することが重要である。行政、社協、NPO、ボランティア等関係機関が、平常時から連携体制を確保しておくことが望まれる。

過去の災害での経験やノウハウ等の活用

被災経験のない市町村においては、被災による混乱もあり、ボランティアの受け入れへの対応に苦慮することが想定される。災害V Cの設置・運営に必要な事項を理解するため、過去の災害対応経験者や、災害V Cの設置・運営経験者等と連携し、経験やノウハウ等を共有しておくことが望まれる。

2. 災害ボランティアセンター等の運営

【方向性】

1. 平時からの関連組織間の連携

- ・新潟県では、中越地震を契機に、平成18年4月に「災害ボランティア活動促進条例」を定め、関係団体から成る「新潟県災害ボランティア活動連絡協議会」※を設置した。

※平成22年4月1日より「新潟県災害ボランティア調整会議」として新たに発足

- ・中越沖地震の際は、「活動連絡協議会」の構成団体の連携のもとで、災害V Cの支援が円滑に行われた。

■新潟県災害ボランティア調整会議 構成団体

(平成22年4月1日)

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会
社会福祉法人刈羽村社会福祉協議会
中越復興市民会議
NPO法人新潟NPO協会
社会福祉法人新潟県共同募金会
新潟県（県民生活・環境部県民生活課）
財団法人新潟県国際交流協会
NPO法人新潟県災害救援機構
新潟県市長会
社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
新潟県ボランティア連絡協議会
財団法人新潟県民生委員児童委員協議会
NPO法人にいがた災害ボランティアネットワーク
社団法人日本青年会議所北陸信越地区新潟ブロック協議会
日本赤十字社新潟県支部
＜監事＞財団法人新潟県老人クラブ連合会
財団法人新潟県女性財団

■調整会議が行う事業

- (1) 災害ボランティア活動を行う団体間の連携に関する事業
- (2) 災害ボランティア現地支援調整会議の運営に関する事業
- (3) 市町村災害ボランティアセンターの設置及び運営の支援に関する事業
- (4) 災害ボランティア活動に関する人材育成事業
- (5) 災害ボランティア活動に関する情報発信事業
- (6) 被災地における保健、医療等に関する専門的な知識、経験等を有する者及び団体との連携に関する事業
- (7) 県外における災害ボランティア活動の支援に関する事業
- (8) 災害ボランティア基金（※）の管理に関する事業
- (9) その他前条の目的を達成するために必要な事業

※災害ボランティア基金

災害時における防災ボランティア活動を円滑に実施するとともに、平時から災害時に備えた防災ボランティア活動を促進するために、新潟県からの出捐金、民間の寄附金等により設立された基金。

(出典)新潟県災害ボランティア調整会議規約

2. 災害V Cの設置、運営訓練

ボランティア、地方公共団体及び社協は共同して、災害V Cの設置訓練を実施している。

- ・市町村社協は、災害V Cの設置訓練を実施しているところもある。その際、市町村のボランティアの方にも訓練に参加していただいている場合もある。
- ・被災地の社協の職員だけでは、災害時のボランティア対応を行う人数が不足する場合もある。そのため、県社協と被災していない県下市町村の社協が共同で支援する体制が必要と考えている。

(新潟県社会福祉協議会ヒアリング結果より)



【開催の趣旨】

近年多発している自然災害。特に本県においては水害・地震・豪雪などと頻発しています。その際に日本全国から駆けつけ、被災地の復旧・復興に大きな力となっているのが『災害ボランティア』です。

本研修ではその活動拠点となる災害ボランティアセンターの設置訓練を通じて、災害時に活動する諸団体間の連携構築、県民の防災・災害ボランティア意識の向上、センター設置ノウハウの蓄積や技能向上を目的とします。

【応募要項】

対 象：災害ボランティアに関心のある方
(未経験者の方大歓迎)

定 員：50人

参加費：無料

〆 切：11月27日(木)

※お昼は非常食の試食をさせていただきますので持参不要です。

3. 災害V Cの運営に係る研修

全国社会福祉協議会（全社協）が「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」との共催で、災害V Cの運営支援にあたる職員等を対象とした「災害ボランティアセンター運営支援者研修」を実施している。

- ・研修には、災害V C運営支援者として必要な知識のほか、コミュニケーション能力や平常時の活動に関する事例紹介、ワーキングが盛り込まれている。

（災害ボランティアセンター運営支援者研修のプログラム概要）

- ①災害ボランティア活動における支援体制の全体像について
- ②協働型ボランティアセンターについて
- ③被災者中心、地元主体の支援を実現するために忘れてはならない視点
- ④災害ボランティアセンターが関わる支援の全体の流れに関するカードワーク
- ⑤資金・物資・人の支援（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議）の理解
- ⑥コミュニケーションスキルの向上（情報交換会）
- ⑦パネルディスカッション「中越からの発信」
- ⑧災害ボランティアセンターの運営支援者の支援ポイント
- ⑨被災地経験に関する質疑や意見交換
- ⑩災害V C運営支援者としてのグループディスカッション
- ⑪ネットワークについて
- ⑫課題解決のための資源イメージ
- ⑬平時のつながりの取り組み事例紹介
- ⑭研修後のアクションプランの協議
- ⑮まとめ

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議

企業・社会福祉協議会・NPO・共同基金会在協働するネットワーク組織であり、災害ボランティア活動の環境整備、人材、資源・物資、資金を有効に活用するための被災地支援を行う。

（出典）災害ボランティア活動支援プロジェクト会議
「災害ボランティア活動支援者のためのハンドブック」

主催：全国社会福祉協議会

共催：災害ボランティア活動支援プロジェクト会議

4. 災害VCに必要な資機材等の整理

「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」は、災害VCに必要な資機材を整理し、ハンドブックにチェックリストとして整理している。

1 事務スペース ☐ プレハブ ☐ 大型テント

既存の建物のホールや会議室の活用、空き店舗などの賃貸などが可能であれば、急に使用できない場合も多く、その際には、プレハブの特設スペースを活用することが多くなっています。

2 通信機器など ☐ 固定電話(複数回線) ☐ 携帯電話(複数台数) ☐ 携帯電話充電器 ☐ PC(複数台) ☐ プリンター ☐ ラン設定のための資機材(ハズラン線など) ☐ テレビ ☐ ラジオ ☐ 無線機(※環境により必要の有無は変わります)

携帯電話は時期により使用制限される場合や場所により使用が難しいこともあります。したがって、事務所では効率性を高めるために固定電話が欠かせません。

3 什器資機材 ☐ コピー機 ☐ 簡易印刷機 ☐ オフィス机・イス ☐ 会議机・イス ☐ 資器材棚・ロッカー類 ☐ ホワイトボード(複数枚) ☐ 掲示板(ベニヤ板や黒板でも可)

より円滑な活動を支援するには欠かせない資機材です。レンタルも含めて、開設とともに準備しておくことをお勧めします。

4 車 両 ☐ トラック ☐ ワゴン ☐ ライトバン・箱バン ☐ バイク・スクーター ☐ 自転車

長期使用する場合は、事故等によるトラブルを考えると、個人所有よりもリースやレンタルがお勧めです。またその際にも、不特定多数の使用を制限し、使用者の免許証のコピーなどを管理することが必要です。

5 その他

☐ スタッフジャンパー(目印になるもの) ☐ 救急箱 ☐ ドラムコード
☐ 地図(広域地図、道路地図、住宅地図など) ☐ 発電機 ☐ 夜間照明用投光器

混乱なく、ボランティアを受け入れていくためには必ず必要となります。

〈ボランティア資器材〉

☐ 名札 ☐ 腕章 ☐ ヘルメット ☐ タオル(おしぼり) ☐ 携帯大型クーラー
☐ 飲料用ポリタンク ☐ 消毒剤



被災者の安心を得るための資器材であったり、ボランティアの事故回避や円滑に進めるための資器材です。また、ボランティアの人たちの気持ちを落ち着かせるための配慮としての資器材も必要です。

〈消耗品〉

☐ 各種印刷用紙 ☐ 模造紙 ☐ 色マジック(水性・油性) ☐ 付箋(各種・各色)
☐ 文具(☐ はさみ・☐ カッター・☐ セロテープ・☐ 筆記用具・☐ ホッチキス・
☐パンチ・☐ カッターボード・☐ その他)
☐ 布ガムテープ ☐ クリップボード ☐ ブルーシート ☐ 軍手

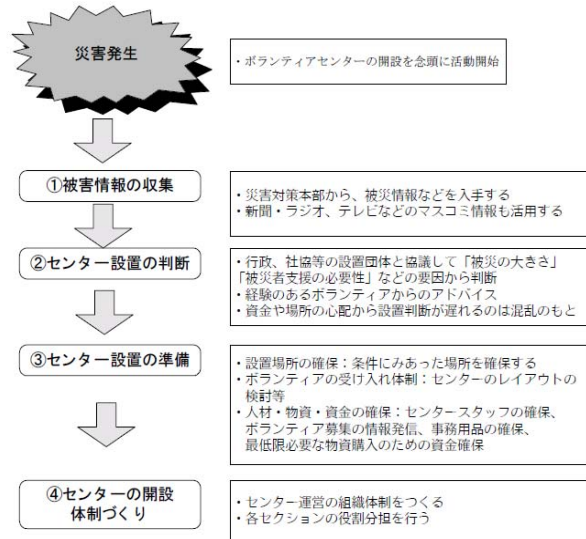


(出典) 災害ボランティア活動支援プロジェクト
「災害ボランティア活動支援者のためのハンドブック」

5. 災害VCの設置、運営に係るノウハウの整理

内閣府でも、災害時のボランティアの受け入れ、ボランティアセンター設置などのマニュアル、手引き本等、及び災害ボランティアセンターに対するアンケートの調査等の結果等からボランティアセンター立ち上げ及び運営を円滑化するための「情報」「ヒント」をまとめている。

災害ボランティアセンター開設までの流れ



災害ボランティアセンター設置の手順

A もともとボランティア活動拠点があるところに設置するとき
→施設の職員と打ち合わせが必要

B なにもないところに設置するとき
ステップ1 災害対策本部へ拠点設置の報告をする（相談をする）
ステップ2 拠点としての活動方針（活動の目的、活動内容等）を決める
ステップ3 下記についてボランティアの受け入れ方針を決める
・宿泊の手配をするかどうか。通いに限定するか。
・事前登録を受け付けるか。来所に限るか。
・活動の時間帯

ステップ4 書面づくり（ボランティア登録簿、ニーズ受付カード、注意事項等）

設置

運営

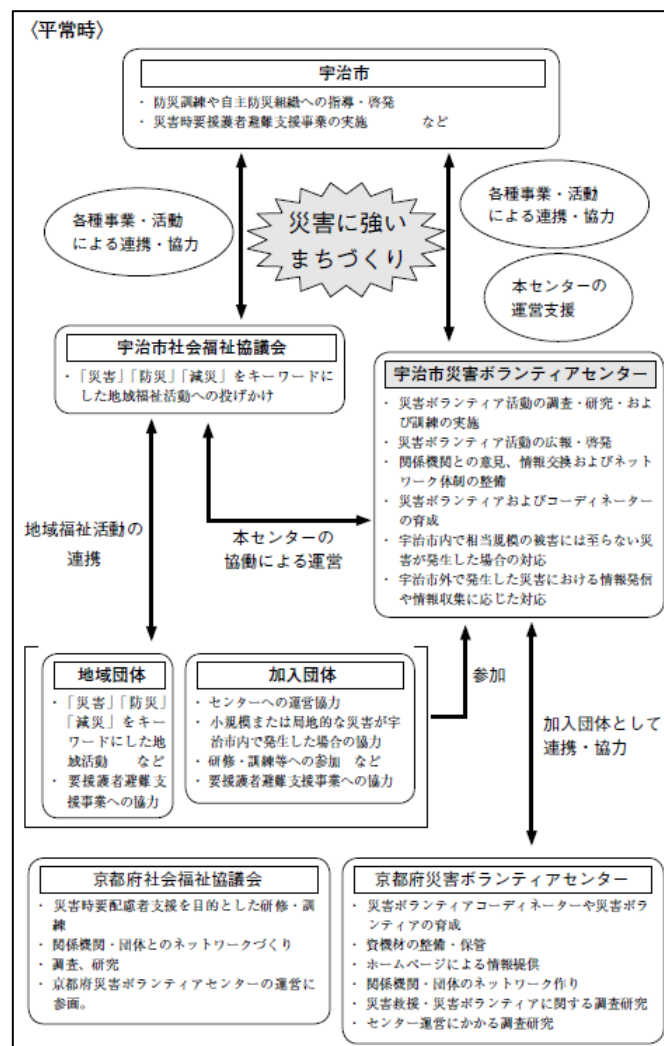
災害ボランティアセンターの担当と業務内容

センターの運営は、主に社協職員等の専従職員とボランティアのスタッフで行い、担当者の作業分担は主に

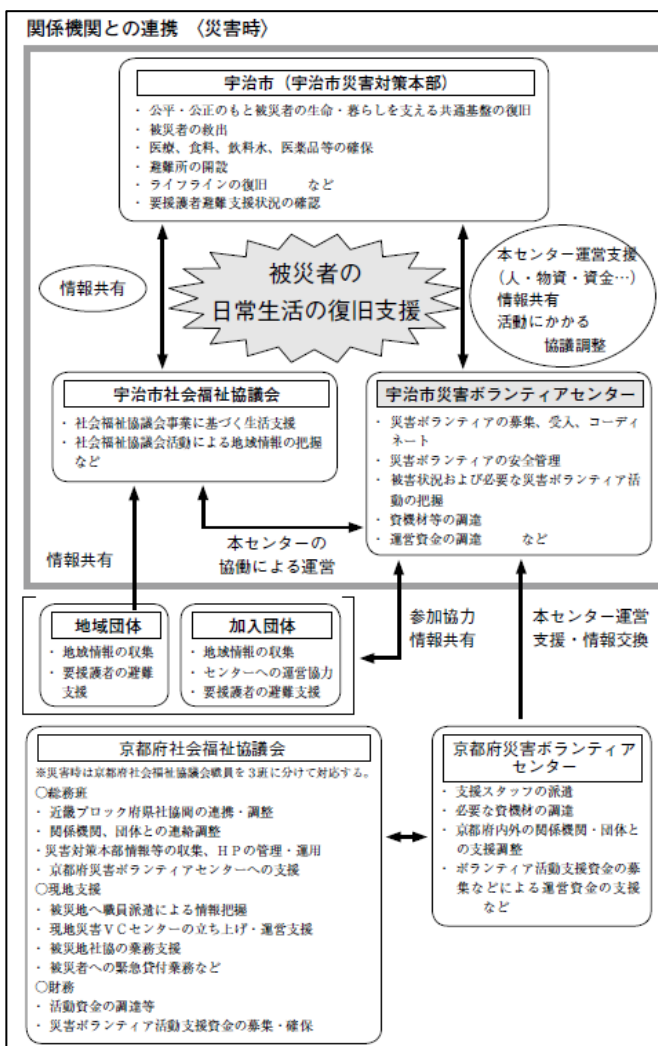
- めまぐるしく変化する状況のなかで、情報や運営をとりしきる「総括」
- センターの運営を管理する「総務・相談」
- 被災者からのニーズを把握し、ボランティアをコーディネートする「コーディネート」がある。

担当		業務内容
総括	全体総括	県・市町村災害対策本部、県社協、町役場・県内外の社協等との連絡調整
	情報総括	情報整理・発信、マスコミ対応
	総務・相談総括	センターの運営管理、報告書のチェック
	コーディネート総括	コーディネート部門の統括、支援ニーズや活動希望依頼の把握
総務・相談	総務	・ 募金、寄付等に関する事務 ・ 災害支援資金（生活福祉資金等）に係る事務 ・ センターの環境整備・買い出し等 ・ センター運営の庶務 等
	相談・調査情報収集	・ 避難所等の巡回訪問、地元住民等からの相談受付 ・ 活動状況の全体把握、情報収集・整理 ・ ボランティアとの現地同行（兼送迎）
ボランティアの受け入れ	受付	・ ボランティアの受付 ・ ボランティア活動保険、活動証明等
	コーディネート	・ 活動依頼の受け付け ・ 活動調整（マッチング、コーディネート、オリエンテーション等） ・ コーディネート状況の報告
	炊き出し・イベント	・ 炊き出し等各種イベントの企画、募集 ・ 炊き出し等各種イベントの受付、コーディネート
	※必要に応じて	・ 活動状況の報告

＜参考事例＞常設型の災害VCの設置



宇治市災害VCは社協内に常設の組織であり、平常時から防災ボランティア活動の啓発等を行なっている。



（出典）宇治市災害ボランティアセンター 運用の手引き（ポイント）

3. 被災者ニーズに対応したボランティアコーディネートの実施

チラシ等を配布するなど、被災者ニーズの把握につとめたが、予想よりも要望が少なかった。

■被災者向けのチラシ

家のあと片づけなど
私たちがお手伝いします

～ボランティア～



○ボランティアの依頼方法
電話かファックスで長岡市災害ボランティアセンターへお申込みください。
(ファックスで申し込む場合は連絡先・詳しい状況・希望日時・希望派遣人数をお知らせ下さい)

○受付期間
10月26日(火)～11月4日(木)頃まで

○受付時間
電話 9:00～17:00
ファックス: 毎日24時間

★お願い 専門的技術を要することや危険が伴う作業は、ご要望にお答えできない場合がありますのでご了承下さい。
また、住居の模様で片づけなどお手伝いいただける方、ぜひボランティアとしてお手伝いください。
皆様にご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、温かい目で見守って下さい。

長岡市災害ボランティアセンター(長岡市社会福祉協議会)
〒940-0093 長岡市水越町3丁目5番30号
受付専用電話 080-1073-9461
080-1073-9462
ボランティア電話 0258-33-6000
FAX 0258-33-6004

応援職員やNPOが持参したフォーマットを用いるなど、過去の災害対応時のノウハウを活用してチラシを作成した。

- ・チラシを避難所や車中避難者の車両、自宅ポスト等に配布して回った。

(長岡市社会福祉協議会ヒアリングより)

予想よりも要望が少なかった

- 地方都市、中山間地域では地域住民同士の結びつきが強く、住民が身構えた感があった。
- 町内会役員や民生委員等がニーズ把握を行えば受け入れやすいとも考えられるが、これらの人も被災者であるため、対応に一考を要する。

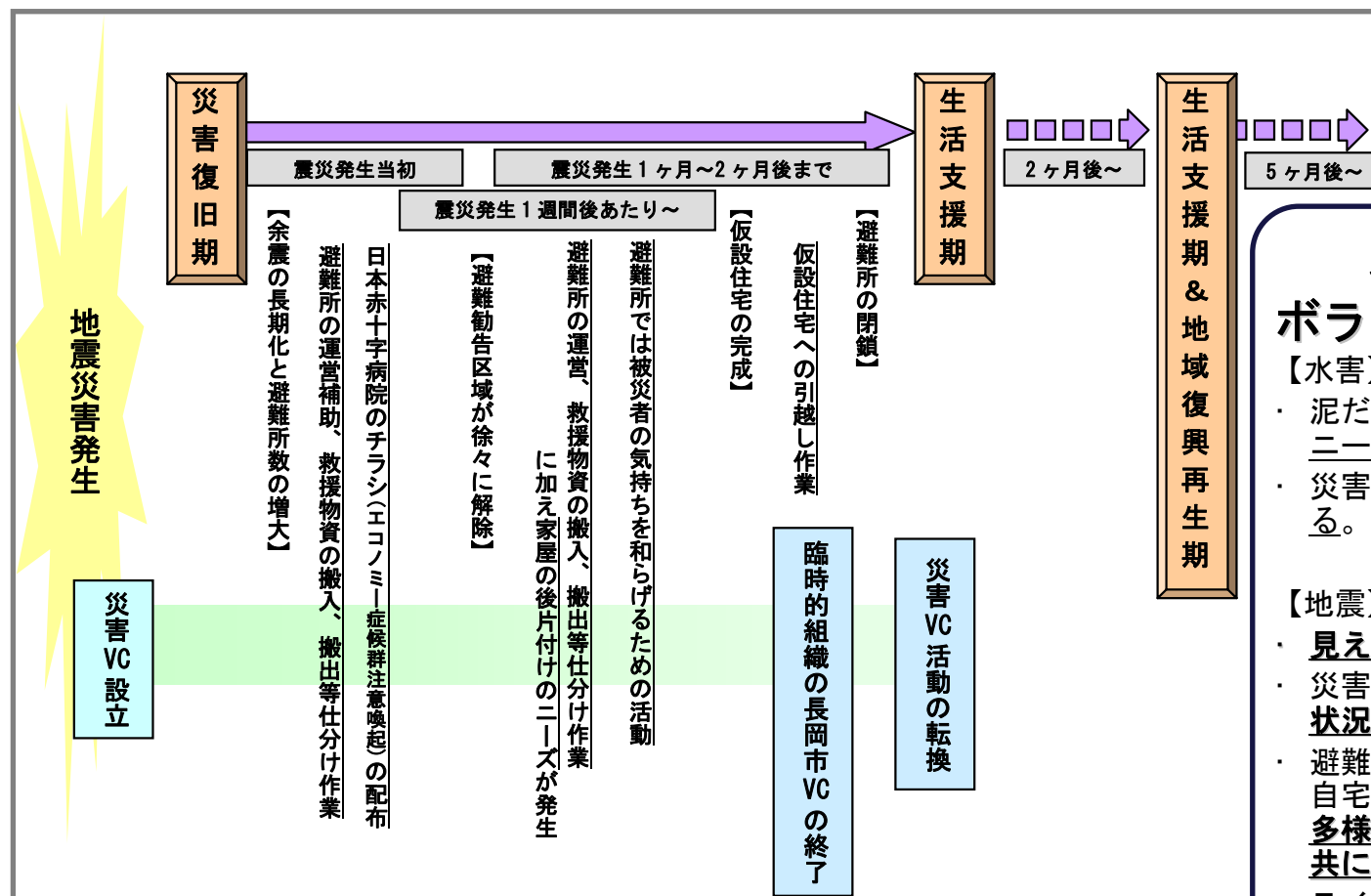
(出典) 長岡市社会福祉協議会「新潟県中越大震災と長岡市社協」

(出典) 長岡市社会福祉協議会「新潟県中越大震災と長岡市社協」

3. 被災者ニーズに対応したボランティアコーディネートの実施

被災者のニーズは刻々と変化する。変化に応じるため、適切なニーズ把握とボランティアコーディネートを行う必要がある。

■長岡市社協・長岡市災害VC支援活動の移り変わり



(長岡市社会福祉協議会資料「新潟県中越大地震における長岡市災害ボランティアセンターの活動状況について」より作成)

水害時と震災時のボランティアニーズの違い

【水害】

- ・ 泥だしや片付け等、一般の人でもニーズが見えやすい。
- ・ 災害後、比較的早く活動を開始できる。

【地震】

- ・ 見えにくいニーズも多い。
- ・ 災害後、直ちに活動に取り組めない状況もある。
- ・ 避難所運営支援、物資の搬入搬出、自宅の片付け、仮設住宅への引越し等、多様なニーズが発生し、かつ時間と共に変化する。
- ・ ライフラインの復旧、行政の施策に応じて活動が変化する。

(長岡市社会福祉協議会ヒアリングより)

3. 被災者ニーズに対応したボランティアコーディネートの実施

災害VCでは、「ニーズカード」や「手挙げ」により、被災者ニーズとボランティアのマッチングが行われた。

■ マッチング方法の例

- ・ 十日町VCでは、ボランティアが「ニーズカード」を自由に選ぶ方式がとられた。
(出典) 神奈川県本部／自治労藤沢市職員労働組合
「新潟県中越地震ボランティア報告書」
- ・ 長岡市VCでは、受付をしたボランティア全体で「手挙げ」によりマッチングを行った。
- ・ 被災者からのニーズが残らないよう、災害VCのスタッフがボランティアに対して、適宜、コーディネートを行った。
(長岡市社会福祉協議会ヒアリングより)

地震発生直後は、避難所の運営支援全般がニーズとなるため、特定の作業ではなく行き先の避難所を指定し、職員の指示に従って活動するようお願いした。

(出典) 長岡市社会福祉協議会「新潟県中越大地震と長岡市社協」

ニーズカード

(出典) 神奈川県本部／自治労藤沢市職員労働組合
「新潟県中越地震ボランティア報告書」



手挙げによるマッチング

(出典) 長岡市社会福祉協議会
「新潟県中越大地震と長岡市社協」

3. 被災者ニーズに対応したボランティアコーディネートの実施

ボランティアは、避難所において昼夜間を問わず、多様なニーズに対応した。

- ・ 発災直後は避難所の運営支援が中心となった。
- ・ 業務はゴミの仕分け、余震発生時の避難誘導等、様々なものがあった。
- ・ 夜間の避難所での活動後、避難所の朝食準備対応を行う夜間対応のボランティアも調整した。

➢ 災害VCでは、夜間に活動を行った人には、昼間の活動はコーディネートしなかった。

➢ 災害VCは24時間運営とはしなかった。

(長岡市社会福祉協議会ヒアリングより)

■長岡市災害VCが10月期に取り組んだ内容

(日中の対応)

- ・ ゴミの仕分け、処理
- ・ 救援物資の記録
- ・ 毛布運び
- ・ 情報プリントのまとめ
- ・ 掃除
- ・ 配膳
- ・ 物資の搬入
- ・ 物品手配
- ・ 余震発生時の避難誘導
- ・ 水汲み手伝い
- ・ 手洗い用水の移動
- ・ 受付、避難者名簿管理
- ・ ポット給水

- ・ 仮設トイレの清掃
- ・ 話し相手、遊び相手
- ・ マッサージ等
- ・ 被災者個人の買い物
- ・ 交通整理
- ・ 犬の散歩
- ・ 炊き出しの手伝い（テント貼り等）

(夜間の対応)

- ・ 見守り
- ・ 避難所防犯警備
- ・ ストーブへの給油
- ・ トイレへの誘導、介助

(出典) 長岡市社会福祉協議会資料「長岡市災害ボランティアセンター・長岡市社協の対応状況」

3. 被災者ニーズに対応したボランティアコーディネートの実施

ボランティア活動の中には、危険な場所での作業となるものもあった。

■危険な作業が行われた例

- ・ 災害ゴミの片付け作業にボランティアが投入されたが、現場では個人住宅からゴミを運び出す作業に加えて、本来実施主体が行政である災害廃棄物を車両に積み込む作業も行われた。この際、一般のトラックに交じってゴミ収集車（通称：パッカー車）が配備されており、これらの車両への積込みにもボランティアが加わっていた。パッカー車へのゴミの積込み時には訓練を受けた業者でも腕の巻き込みなど重大事故が多く、大変危険な作業に分類されている。
- ・ ポリの土嚢袋れっそうを使ってゴミをまとめる作業中、袋が切れて中に入っていたガラスで腕や太ももに裂創を負い、救急搬送されたケースが数件あった。ポリの土嚢袋は破れやすく、瓦礫の片付けに麻袋が必要だと、町内会から自治体に要求したなどの対応が取られた。
- ・ 土蔵が壊れたホコリや、アスベストのある建物もあるため、防塵マスクが配られたが、どこに危険な建物があるかは伝えられなかった。
- ・ キノコの工場の片付け作業で、コーディネートしたが、現場が劣悪だという報告で現地を確認した後、屋内の作業はやめて外の作業だけとした。

（出典）岡野谷純、菅磨志保、中川和之、津賀高幸、篠崎博「災害ボランティア活動における安全衛生実態調査」

3. 被災者ニーズに対応したボランティアコーディネートの実施

長岡市災害VCでは、ボランティアと被災者の両方に対して、防災ボランティア活動中の安全確保に関する注意事項等を周知した。

■長岡市災害VCが行った周知例

ボランティアの皆様へお願い

【※ 同様の内容を「被災家屋家主の皆様へお願い」としても作成、ボランティアがそのお宅へ支援を行う際に、被災家屋家主に渡していた。】

- 当センターにおけるボランティアの活動としては、一般家庭等の後片付けや危険を伴わない軽作業、専門的技術を要さない作業をお願いしております。ただし、危険を伴う作業、専門的技術を要する作業については、ボランティアの行う活動として引き受けをしておりません。
- 今現在、余震が続いている影響により、二次災害の恐れが十分にあり、ボランティアに来ていただいた方々の安全確保の必要性があるため、避難路の確保（作業中は玄関等を開けておく等）を行うなど配慮をお願いします。
- なお、避難勧告が出ている地域や応急危険度判定で危険と判定された家屋での活動はできません。危険家屋につきましては避難勧告解除後に安全が確保される範囲（赤ステッカー→家屋外での作業；黄ステッカー→家屋内外で安全な部分での作業）で活動を行いますので、なにとぞご理解とご協力をお願いします。

1. 引き受けが可能な内容

- ・ 一般家庭の後片付け（家財道具の整理整頓など）
- ・ 危険を伴わない軽作業（庭先の掃き掃除など）
- ・ 専門的技術を要さない作業

2. 引き受けができない作業

- ・ 企業等の営業に関わるもの（店舗、事業所内での活動）
- ・ 危険が伴う作業
- ・ 専門的技術を要する作業（屋根の修繕、シート張りなど）

なお、家屋内外の状態がボランティア活動者に危険な状態（家が傾いている、ひびが入っている）と判断した時には、その旨を家主さんに伝え、活動を中止してください。また、作業途中に余震が起こった場合も、同様に活動を中止してください。

被災者の多様なニーズを丁寧に拾い上げ、適切に対応を講じる体制の確保

被災者の置かれている状況は個々で違うものであるうえ、「地震発生当初→避難生活時→仮設住宅への入居」等の一連の流れの中で、被災者のニーズは多様に変化する。また、被災の混乱のなか、土地勘や日頃からの付き合いもないボランティアと被災者ニーズを適切にマッチングする必要がある。被災者の多様なニーズを把握し、的確な対応をとるノウハウを蓄積し、災害時に備えて周知しておく必要がある。

被災者とボランティアとの信頼関係の構築

地方都市においては、地域住民間の結びつきが強く、地域コミュニティによる支え合いを大切にする傾向がある。一方で、地域外からのボランティアが円滑に活動できるために、住民との信頼関係を築くことも必要である。被災者が防災ボランティア活動に対して理解を示し、ボランティアが活動時のマナーを守ることで、双方を「つなぐ」環境づくりが求められる。

3. 被災者ニーズに対応したボランティアコーディネートの実施

【方向性】

1. 社協職員の応援派遣に係る研修の実施

新潟県社協が実施している研修では、被災者ニーズの対応や被災者の生活環境の変化に関する知識を習得するカリキュラムが組まれている。

■新潟県社協における社協職員に対する研修メニュー

科目名	初級課程	講師	中級課程	講師	上級課程	講師
想定される派遣者の用途	1 災害ボランティアセンター等推進拠点支援業務 ① 推進拠点の各部門の運営に関する業務 ② 被災者の生活課題等に関する対応業務 ③ 他機関・団体との連絡調整業務		1 災害ボランティアセンター等推進拠点支援業務 ① 災害救援活動計画の策定に関する業務 ② 推進拠点の各部門の運営に関する業務 ③ 推進拠点の各部門の連携に関する業務 ④ 被災者の生活課題等に関する対応業務		1 先遣隊業務 2 災害ボランティアセンター等推進拠点運営支援業務 ① 災害救援活動計画及び被災地支援計画の策定に関する業務 ② 推進拠点開設に関する業務 ③ 推進拠点の各部門の連携調整に関する業務 ④ 推進拠点閉鎖に関する業務 ⑤ 推進拠点閉鎖後の支援に関する業務	
必要とされる技能	1 推進拠点における活動に関するスキル 2 被災者ニーズに対応するためのスキル 3 災害ボランティアの需給調整に関するスキル		1 災害救援活動計画の策定に関するスキル 2 推進拠点の運営に関するスキル 3 被災者ニーズに対応するためのスキル 4 災害ボランティアの需給調整に関するスキル 5 困難事例に対応するスキル		1 先遣活動に必要とされるスキル 2 災害救援活動計画及び被災地支援計画策定に関するスキル 3 協定等による組織的支援の調整に関するスキル 4 リスクマネジメントに関するスキル 5 推進拠点の財源確保・調整に関するスキル	
社会福祉協議会と災害対応	講義 社会福祉協議会と災害対応① 社会福祉協議会が災害対応に取り組む意義を考える。 ■ 災害ボランティアセンターのいろいろな形 ■ 「ボランティア派遣」ではなく、想いをつなげる災害ボランティアセンター ■ 日頃の地域情報を生かした災害対応	上級者	講義 社会福祉協議会と災害対応② 社会福祉協議会の災害対応について理解を深める。 ■ 地域情報の把握、状況判断、社会資源の把握、福祉関係のネットワーク、はばひろいネットワーク... ■ 介護保険事業との関連	上級者		
災害対策基本法等関係法令 ※法令関係重要なので、中級・上級でも資料配付	講義 災害対策基本法等 災害ボランティア活動を取り巻く関係法令に関して理解を深める。 ■ 災害対策基本法 ■ 関係法令と災害ボランティア活動 ■ その他	行政職員 (県防災局職員)				
相互支援協定における派遣職員の役割	講義 相互支援協定における派遣職員の役割① 相互支援協定における派遣職員(初級者)の役割や任務に関して理解を深める。 ■ 相互支援協定 ■ 職員派遣 ■ 外部支援者としてのスタンス・留意点 ■ 派遣職員(初級者)の役割・任務 ■ その他	県社協職員	講義 相互支援協定における派遣職員の役割② 相互支援協定における派遣職員(中級者)の役割や任務に関して理解を深める。 ■ 相互支援協定 ■ 派遣職員(中級者)の役割・任務 ■ 支援者としての留意点 ■ その他	県社協職員	講義 相互支援協定における派遣職員の役割③ 相互支援協定における派遣職員(上級者)の役割や任務及び先遣活動に関して理解を深める。 ■ 相互支援協定 ■ 派遣職員(上級者)の役割・任務 ■ 先遣活動 ■ 支援者としての留意点 ■ その他	県社協職員
センター等推進拠点の役割と機能	講義 センター等推進拠点の役割と機能① 災害ボランティアセンター等推進拠点における部門の基本的な機能と役割について理解を深める。 ■ 部門の役割と運営 ■ 平時のボランティアセンターとの違い ■ 災害ボランティアの需給調整 ■ 業務の引継ぎ・報告 ■ 協働とチームワーク ■ 部門の連携 ■ ボランティア活動の可能性と限界 ■ その他	災害NPO職員等・被災者	講義 センター等推進拠点の役割と機能② 災害ボランティアセンター等推進拠点の各部門の機能と役割について理解を深める。 ■ 部門の効果的運営とリーダーシップ ■ ボランティアの需給調整 ■ 各部門間の連携 ■ 災害救援活動計画 ■ その他	災害NPO職員等	講義 センター等推進拠点の役割と機能③ 災害ボランティアセンター等推進拠点の運営・管理について理解を深める。 ■ 災害ボラセン開設から閉鎖(転換)までの動向 ■ センター等推進拠点の運営・管理 ■ 「ひと・もの・か・ね・情報」の調整 ■ 関係機関・団体との協働活動	上級者
被災者の生活課題	講義 被災者の生活課題① 被災者の生活課題に関する把握や対応方法に関する基本的な理解を深める。 ■ 被災者を取り巻く環境の変化 ■ 地域特性への考慮 ■ 被災者の生活課題の実態 ■ 生活課題の把握の手法と留意事項 ■ 生活課題への対応 ■ その他	災害NPO職員等・被災者	講義 被災者の生活課題② 被災者の生活課題に関するニーズ把握や対応方法、新たなプログラム創出等に関する技能を修得する。 ■ 被災者の生活課題への対応 ■ 生活課題に対応したプログラムの創出 ■ その他	災害NPO職員等		
リスクマネジメント			演習 リスクマネジメント① センター等推進拠点の各部門管理に関するリスクマネジメントについて理解を深める。 ■ 困難事例等の検討と対応 ■ その他	災害NPO職員等	演習 リスクマネジメント② センター等推進拠点の組織管理に関するリスクマネジメントについて理解を深める。 ■ リスクマネジメント ■ その他	災害NPO職員等
先遣活動の実際					演習 先遣活動 先遣活動任務を効果的に進めるための手法について理解を深める。社協マンとしてのスーパーバイズスキルを身につける。 ■ 先遣活動の役割の明確化 ■ スーパーバイザーとしての役割の理解 ■ 災害ボラセン開設に必要な情報収集、開設の判断、開設後の動きの理解 ■ ロールプレイング	上級者

現場対応能力から、災害ボランティアコーディネート能力、災害VC全体の統括能力等で3区分

(被災者ニーズへの対応スキルが初級から求められる)

(被災者の生活課題に関する理解の必要性)

2. 職員研修状況を踏まえた派遣体制の整備

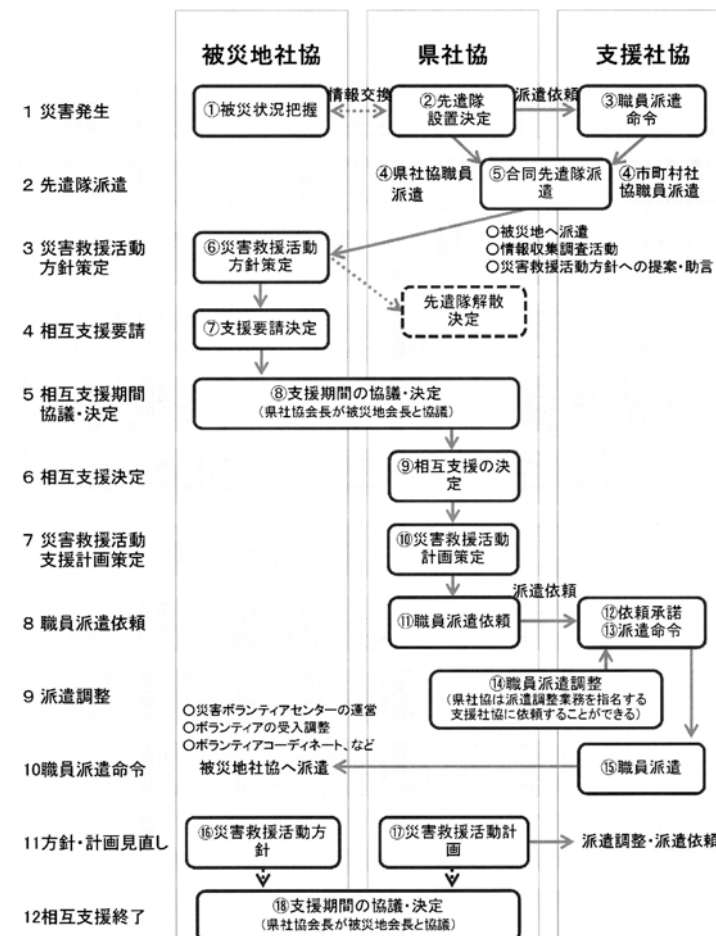
新潟県においては、研修結果に応じて県社協及び市町村社協の間で被災地に職員を応援派遣するための相互支援協定が締結されている。

- 「社会福祉協議会における災害救援活動に関する相互支援協定」が県内社協で締結され、応援派遣に備えている。

中越地震を契機に、社協間での連携の意識が高まり、中越沖地震の際は県社協から市町村社協への要請及び社協間の応援派遣の実施が迅速になされた。

(新潟県社会福祉協議会ヒアリングより)

■発災から支援終了までのフロー



3. 地元ボランティア組織等と連携したニーズ把握

ボランティアが地域に溶け込むことにより、被災者からニーズを丁寧に拾い上げることが可能になる。

- ・ 災害V Cから、地元住民に支援物資を持って回るなど「お見舞い」として伺うようにした。
- ・ 消防団と一緒に活動すると、地域住民から信頼を得ることに有効である。

(中越防災安全推進機構ヒアリングより)

■被災者がニーズを言い出しにくい理由

- 自宅にいる人は、避難所にいる人に比べてニーズを言い出しにくいものである。
- 地元住民には「他人の助けを受けてはいけない」といった気持ちが元々ある。
- 自宅内にプライベートな私財等が残っており、外部の人に片付け等を頼みにくい。
- 自宅の後片付けでは、ボランティアに指示を出して気を使うより、自分たちのペースで時間をかけて解決したいという気持ちがある。

(中越防災安全推進機構ヒアリングより)

(長岡市社協ヒアリングより)

(山古志村でのボランティアと被災地域のコミュニケーション事例)

- ・ 新潟県中越地震における山古志村への支援は、ボランティアが災害対策本部や自治会（地区長）と十分コミュニケーションを図りながら、信頼関係を構築した。

(出典) 総務省消防庁防災課「災害ボランティアと自主防災組織の連携に関する事例集」の概要

＜参考事例＞ 自主防災組織とボランティア活動の連携

静岡市大岩2丁目自主防災会は、日頃からのボランティア活動を通じて、人と人とのつながりを持ち、災害時には、ボランティア活動を担う組織がそのまま自主防災会に移行できるよう、組織づくりをしている。自主防災会は、ボランティア活動の内容を前提に、情報班、救出班、救護班、医療班、輸送班、物資班、消火班の7つの班を構成している。

自主防災会での活動担当	平常時のボランティア活動の内容、特徴
情報班	アマチュア無線の有資格者 バイク、オートバイなどの所有者
救出班	大工、左官、電気、木工、塗装等建築関係で組織する。老人宅の簡単な修理等のボランティアを実施。
救護班	看護婦、保健婦の有資格者。寝たきり、一人暮らしの老人宅を訪問、血圧測定・健康相談をする
医療班	医師の有資格者(内科、外科、整形外科、歯科)
輸送班	老人が朝病院などに行く時に車で送るボランティア
物資班	決まった日に一人暮らし老人や80歳以上の二人暮らし老人宅に給食宅配サービスを行うボランティア
消火班	決まった日に体の不自由な老人宅に温泉宅配サービスを実施

社団法人シルバーサービス振興会「災害時における高齢者への効果的な支援方策に関する調査研究事業 報告書」より作成

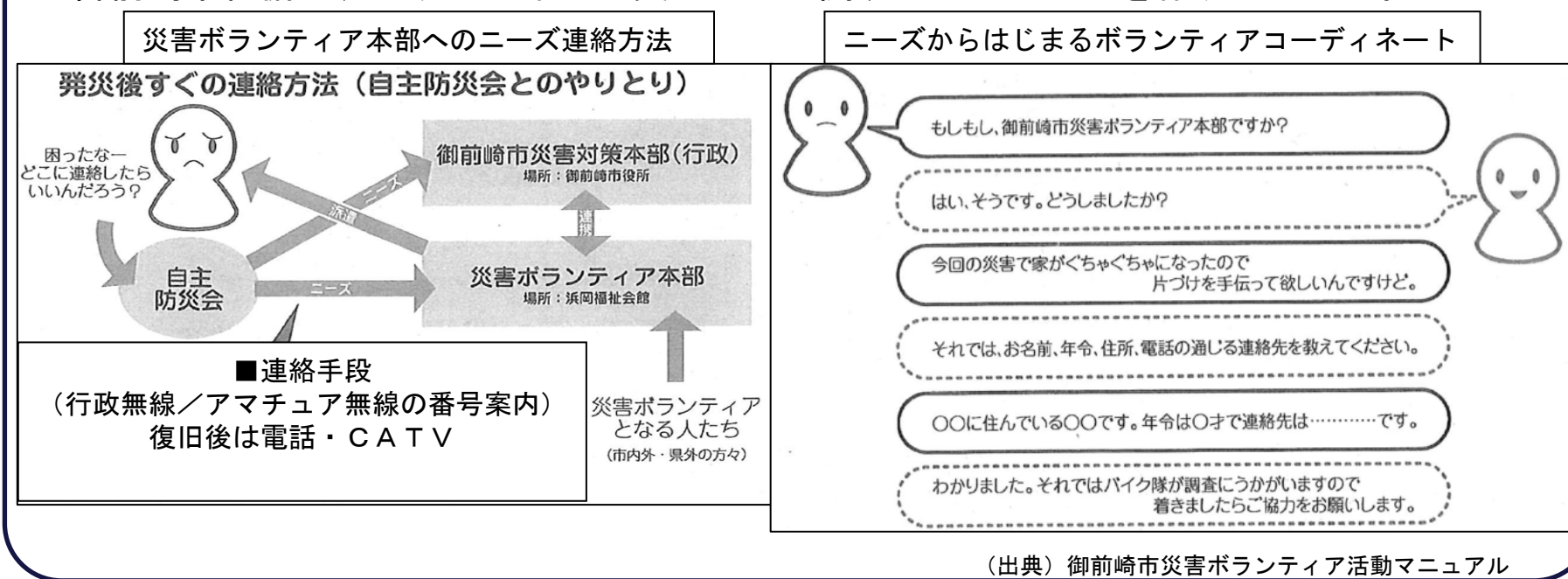
3. 被災者ニーズに対応したボランティアコーディネートの実施

【方向性】

4. 受け入れ側の体制づくり（受援力）

被災地外から集まるボランティアは、被災地の土地勘がなく、被災地の求めるものがわからないため、被災地側からどのような状況か積極的に伝えることが必要となる。

- ・ 御前崎市社協が、ボランティアの受け入れに関するマニュアルを作成している。



- 支援のお願い（＝ニーズ）を、積極的にボランティアセンターに出すことによって、ボランティアの人たちがお手伝いに来てくれます。
ニーズの出し方は、
① 地域のリーダーの人たちが地域単位で取りまとめてお願いする、
② 各家に配布されたチラシをみて個別にお願いする、
③ ボランティアが直接訪問し、聞いてくれる
などの方法があります。

（出典）内閣府（防災担当）「地域の「受援力」を高めるために」



4. 防災ボランティア活動への支援等

災害ＶＣで必要な資機材等が、民間企業等からの寄付、貸与により確保された。

- ・ 長岡市災害ＶＣでは、地震発生直後は電話回線が不足していたが、ＫＤＤＩより携帯電話の支援（機材貸与、通話料無料）を受け、対応することができた。
※平成17年7月末に返却した。
※長岡市役所にＮＴＴドコモより同様の支援があり、市役所を通じて長岡市社協にも貸与された。
- ・ 必要な資材（携帯電話、パソコン、ヘルメット、ビニールシート等）については、購入したものもあるが、主要な資材については、多くの企業、団体等から寄付もしくは借用をし、なおかつ不足する資材については、ホームページを通じて寄附の依頼を行った。

（長岡市社会福祉協議会「新潟県中越大震災と長岡市社協」及び長岡市社会福祉協議会ヒアリングより）



長岡市における名札としてのガムテープの使用例
（このような物資も必要になると考えられる）

（提供：長岡市社会福祉協議会）

4. 防災ボランティア活動への支援等

災害VCが、交通費や宿泊費等についてはボランティアが自己負担する原則や、マナー、安全上の配慮等を周知した。

■長岡市災害VCが作成した「活動参加マニュアル」

事前オリエンテーション資料

活動参加マニュアル

長岡市災害ボランティアセンター TEL 090- - 080- -

- ボランティア活動に際して
(1) 食費・交通費・宿泊費などについては、原則としてボランティア本人の自己負担となります。ご了承ください。
(2) 活動中の事故に対する備えとして、活動に参加の皆さんには「ボランティア保険」に加入していただきます。活動中にケガをしたり相手に損害を与えた場合など、一定の範囲内での保険です。
(3) 私たちの活動は、ボランティアの皆さんの『自発性』を信頼することを前提に組み立てられています。私たちの「お隣立て」は不十分な部分もありますが、受け身ではなく自ら活動を創造して下さい。
(4) 活動の視点を被災者の方一人ひとりの暮らしに合わせたいと思っています。相手によって、望んでおられることは違っています。「わたしの特技は〇〇だから、〇〇をさせて下さい」と自分に合わせて活動をするのではなく、相手に合わせてどんなことにも取り組む姿勢で活動を進めて下さい。
- 活動上の注意
 - 自立の支援
 - この活動の目的は、被災者の自立の支援をすることです。
 - 被災者の「心の痛み」を思いやること
 - 張り切る気持ちが「はしゃいだ対応」にならないように。
 - 被災した方に声を掛けることも大切です。
 - 被災者のプライバシーを守りましょう。
 - 安全上の配慮
 - 家財の取出しなどでは危険が伴うものもあります。自分の手に負えない場合は、勇気を持って断ってください。
 - 依頼された以外の活動は災害ボランティアセンターにご相談ください。
 - 目線より上は意外なほど注意が属きません。必要ならばヘルメットを！
 - 個人的に「応援依頼」を受けた時
被災者の方々から現地で応援依頼を受けた場合には
①依頼者の名前と立場 ②電話番号と連絡可能時間 ③依頼内容
を聞くとともに、必ず災害ボランティアセンターのニーズ管理担当スタッフに連絡し、依頼を引き継いでください。
 - 依頼者のお宅では
「長岡市災害ボランティアセンターから来ました」と伝えてください。作業内容を確認し、室内の場合靴を脱ぐか土足かなどを確認して下さい。
トイレ使用の際は事前に承諾を得てください。
 - こんなときは
 - 「泥棒」などと間違えられて、職務質問を受けた時は災害ボランティアセンターに電話をして確認を取ってもらう方法もあります。
 - お礼や謝礼（金品や多量の飲食物等）は受け取らないで下さい。出されたお茶やジュースくらいであれば、気持ちよくいただきます。
 - ケガをした時はリーダーに報告し、ボランティアセンターに連絡してください。症状がひどいと思われるときは救急車を。
 - 避難所には避難所の責任者、市役所の方がいます。相談しましょう。
 - 自分の体調管理をしっかりと
 - 無理をしないで、休憩時間を取りましょう。（1時間に10分程度）
 - うがい、手洗いを忘れずに。

3. 実際のボランティアの活動の流れ () 内は担当部

(1) 事前のオリエンテーション

本災害ボランティアセンター活動の流れを説明します。迅速にボランティア活動先に出発していただくためにこの『活動参加マニュアル』で説明します。この資料は事前によく目を通してください。

(2) 受付 (V受付)

ボランティアの事前登録制はとりません。
毎朝9時以降に災害ボランティアセンターで「その日のボランティア受付」を行います。ボランティアは事前連絡の有無にかかわらず登録できます。翌日続けて活動する場合も、スタッフ以外は毎日受付します。

氏名、住所、生年月日等の記入（保険加入に使用します個人情報は適切に管理されます）

受付での配布資料等は次のとおりです。

- ① このプリント『活動参加マニュアル』
- ② ネームシール（黄色ガムテープ）氏名を記入後、上着の腕部分に貼る
- ③ 3階のニーズ・マッチングセンターへ向かう

(3) 活動内容の希望調整（「ニーズ票」から活動先決定）（マッチング）

- ① 今、必要とされている活動は、順次「活動紹介パネル」に「ニーズ票」を掲示して紹介します。
- ② 「ニーズ票」には、活動内容、活動人員、活動時間、必要機材などが記入されています。希望の活動を選び、付箋に氏名を記入し、ニーズ票に貼ってください。
- ③ メンバー・派遣先を決定し、確認します

(4) 活動オリエンテーション（マッチング）

活動の場が決まりましたら、担当者によるオリエンテーションを受けて下さい。
くれぐれもオリエンテーションを受けないまま出発しないように！

(5) 活動にはいろいろなパターンがあります。

- ① 避難所、または被災者ながら自宅に残っておられる方からの応援依頼が、事前に寄せられている場合
- ② 具体的な活動依頼は寄せられていないが、現場にいけば応援が必要とされる場合
- ③ 情報が錯綜する中で、現状を把握するために現地調査に出かけてもらう場合
- ④ 災害ボランティアセンター内でのスタッフとしての活動
例外的に依頼先に行っても被災者の方が不在で応援すべき活動がない（わからない）場合もあるかもしれません。大きな災害時には状況が変わるため、なかなか正確な情報を把握することが難しいのです。そのような場合はすぐにセンターへ連絡してください。

(6) 活動を終えたら

- ① 活動をおえたら、災害ボランティアセンターに戻り活動内容を報告して下さい
「報告カード」をお渡ししますので、感じられたことなどを自由に書いて、スタッフに渡して下さい。
- ② 再びニーズ票により新たな活動に出かけられても待機・休憩されても結構です。
- ③ 帰られる際には受付に「ネームシール」の返却をお願いします。
- ④ 現地ではゴミ回収が十分出来ません。そこで、帰る際はゴミの持ち帰りをよろしくお願いします。

(7) もう少し活動に深く関わってみたい方に！

もう少し深く活動に関わってみたいという方や、長期で活動可能な方は積極的に参加して下さい。新たな活動を提案したい方、スタッフに一声かけて下さい。

4. 防災ボランティア活動への支援等

地方都市では被災地までの交通手段の確保が難しいことから、被災地の行政が、ボランティアの移動手段を確保した。

- ・ 能登半島地震、新潟県中越沖地震では、県（石川県、新潟県）がバスを活用してボランティアの輸送バスを運行した。

- 駐車場不足の回避
- 周辺の道路事情に詳しくない県外ボランティアの利便確保

（出典）新潟県「中越沖地震記録誌」

- ・ 刈羽村VCでは、県が運行していたボランティアバスを村内のボランティア移動のために利用させてもらった。

- ボランティアバスは、朝、ボランティアを被災地に送迎した後は予定がないため。

（中越防災安全推進機構ヒアリングより）

■被災地外の社協がボランティアバスを手配した例

平成21年台風第9号災害の際、兵庫県社協は、神戸駅から^{さよう}佐用町・^{しそう}宍粟市に向けてボランティアバスの運行を行った。

実施主体： 兵庫県社会福祉協議会・ひょうごボランタリープラザ

運行区間： 神戸駅～^{さよう}佐用町、^{しそう}宍粟市

定員： 各日200名

※両日ともバス5台

※募集範囲を県内に限る（募集期間が短く、交通の便も考慮して）

（出典）兵庫県記者発表資料「台風9号による被災地支援ボランティアバスの運行について」平成21年8月11日（火）発表

4. 防災ボランティア活動への支援等

新潟県や災害ＶＣを設置した市町村社協では、ボランティアの宿泊場所の確保（社協や体育館等の無償提供）を行った。また長岡市災害ＶＣでは、安価な宿泊施設の情報提供等を行った。

※本来はボランティアが自主的に確保するものだが、地方都市等では地理的条件等により、不足する可能性がある。

- ・新潟県中越沖地震では近隣の宿泊先を予約することが困難な状況にあった。
➤旅館等宿泊施設の被害、工事関係者による宿の確保のため。
（出典）新潟県「中越沖地震記録誌」
- ・県災害ボランティア調整班が、7月24日から県立柏崎常盤高等学校体育館^{ときわ}をボランティアの宿泊場所として設置した。
➤柏崎市ＶＣでは、災害ＶＣ運営の専門家からのアドバイスにより「宿泊は2泊3日まで」とする注意を行った。また「長期の活動にご協力いただく場合は、できるだけホテルや旅館など、しっかりと休養できる場所を確保」または「いったん自宅で休んでから、再度活動に参加」するようＨＰ上で広報している。
（出典）柏崎市社会福祉協議会ＨＰ
➤中越地震の際は、社協を宿泊場所として提供したが、ボランティアが長期滞在する等のケースがあった。
（新潟県社会福祉協議会ヒアリングより）
- ・長岡市ＶＣでは宿泊場所の提供はしなかったが、情報提供を行った。
➤近隣市町村の観光協会から、ボランティアに安価で宿泊場所を提供
➤市民（一般、寺院）から無料の宿泊部屋の提供
（出典）長岡市社会福祉協議会「新潟県中越大震災と長岡市社協」

4. 防災ボランティア活動への支援等

ボランティア保険の掛け金を、被災地の県等が助成、負担した。

- ・ 中越地震におけるボランティア保険の加入者数は49,811人である。

(出典) 新潟県HP

- ・ 中越沖地震の際、平成19年7月16日～平成21年9月末まで、ボランティア保険の掛け金約819万円を、県災害ボランティア活動連絡協議会（※現：県災害ボランティア調整会議）の基金から支出した。

(新潟県社会福祉協議会ヒアリングより)

- ・ 能登半島地震では、財団法人石川県県民ボランティアセンターが、ボランティア保険掛け金について全額助成を行い、県民ボランティア基金（※）から662万円を出した。

(石川県ヒアリングより)

※ボランティア基金（石川県県民ボランティア基金の例）

- ・ 平成9年1月に発生した「ナホトカ号重油流出事故」に際し、全国から寄せられた義援金の一部と石川県からの補助により設置した基金。

(出典) 石川県「災害対策ボランティア本部運営マニュアル」

(参考)

□阪神淡路大震災：大阪府の例

- ・ 掛け金は全て大阪府が補助
- ・ ボランティアは名簿をFAXまたは郵送するだけの手続き

□平成16年台風23号：豊岡市の例

- ・ 豊岡市水害ボランティアセンターでは、ボランティアが使用する資機材や、ボランティア保険料の掛け金を負担したため、最終的に約1千2百万円の経費が発生した。特に保険料は5百万円を超える金額となった。

4. 防災ボランティア活動への支援等

（参考）ボランティア保険の概要

【保険の適用範囲】

- ・ ボランティア活動中の偶然な賠償事故および急激・偶然・外来の傷害事故を補償する保険
- ・ 「基本タイプ」「天災タイプ」があり、「天災タイプ」の場合は余震を含む天災（地震、噴火、津波）に起因する被保険者自身のケガも補償される。
- ・ 人格権の侵害（殺人や傷害、侮辱、名誉毀損、プライバシーの侵害）による法律上の賠償責任を負われた場合も保険金が支払われる。
- ・ 活動場所と自宅との往復途上の事故も補償の対象となる。

（適用範囲外）

- ・ ボランティア自身の疾病（脳疾患・心臓疾患を含む）
- ・ 職業または職務に従事している間の傷害事故
- ・ 回復程度を確認するための通院
- ・ 薬剤や診断書の入手、検査その他医師によるケガの治療行為を伴わない通院
- ・ ケガが治った後または医師によるケガの治療行為が終了した後の消毒や包帯の取り替えなど、簡易な処置だけの通院
- ・ 天災に起因する賠償責任の事故

（出典） 「大規模災害時のボランティア活動保険加入について（大規模災害マニュアル）」 株式会社福祉保険サービス

【保険金の支払い】

- ・ ケガの補償の保険金は、健康保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なく支払われる。
 - ※ 死亡保険金は死亡保険金受取人（死亡保険金受取人と定めなかった場合は被保険者の法定相続人）に、その他の保険金は被保険者に支払われる。
 - ※ ケガをされた時に既に存在していたケガや病気の影響により、ケガの程度が重くなったり治療期間が長くなったりした場合は、その影響を控除して保険金が支払われる。

【保険の限度額】

- ・ 死亡保険金および後遺障害保険金の支払いは合計して、補償期間を通じて死亡保険金額が限度となる。

防災ボランティア活動への適切な支援

災害発生時には多くのボランティアが駆けつけ、ボランティアの宿泊場所、被災地までの移動手段等の確保が必要となる。

過去の災害では、被災地の行政などが宿泊場所の情報提供、ボランティアバスの運行などの対応を行ったが、被災による混乱や災害対応により、被災地の行政の対応能力には限界がある。

防災ボランティア活動の環境整備に向けて事前から検討しておく必要がある。

防災ボランティア活動における注意事項の周知

防災ボランティア活動は自己責任であるという原則のもと、宿泊場所の確保や食料等の準備などの防災ボランティア活動における注意事項について、周知を行うことが重要である。

1. 災害V Cに必要な資機材の事前確保

災害時に必要な資機材の確保について、社協やNPOと行政、民間企業等が事前に確保策を検討しておく（協定や覚書の締結等）

しもぎょうく 京都市下京区災害ボランティアセンター 覚書を下京区社会福祉協議会と締結

平成19年10月28日、下京区総合防災訓練が行われた会場において、下京区役所と下京区社会福祉協議会との間で、災害時にボランティア活動の拠点となる「下京区災害ボランティアセンター」の設置及び運営についての基本的な事項をまとめた「覚書」を締結しました。

同センターは、災害が発生し多数のボランティアによる支援の必要が見込まれるときに設置され、被災者の要望を把握するとともにボランティアの受け入れ及び支援活動のコーディネートを行います。



覚書に署名する下京区長(右)と
下京区社会福祉協議会長

■協定の内容(抜粋)

(運営の支援)

第4条 甲（京都市下京区役所）は、前条の設置要請をしたときは、センターの円滑な運営を確保するために乙（社会福祉法人京都市下京区社会福祉協議会）に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

活動拠点の提供

資器材等の提供

被災状況に関する情報の提供

その他センターの運営に必要と認める支援

2. 多様な主体からの支援の充実

被災地内の災害V Cがどこまで支援を行うか、明確にするための検討が必要と考えられる。

（新潟県中越地震における、被災地の災害V Cによるボランティア支援の困難さ）

- ・ 長岡市では、ボランティアの活動場所が広範囲に点在し、大きな避難所や物資の搬入搬出場所等、主要な場所へは災害V Cがバスにて送迎を行ったが、それ以外の場所は送迎手段がなかった。

（長岡市社会福祉協議会ヒアリングより）

■ 被災地の災害V Cや行政が支援について対応を検討する事項

□ 支援内容

- ・ 移動手段
- ・ 宿泊場所
- ・ 資機材 等

□ 支援の調達先

- ・ 行政
- ・ 社協
- ・ 民間企業
- ・ 被災地内or被災地外 等

3. 防災ボランティア活動における注意事項の周知

全国社会福祉協議会等が情報発信している「災害時のボランティアの注意事項」等について、被災地内外の社協や行政、マスコミ等を通じて周知する。

■ ボランティアへの注意事項の例

- ・ 必ず現地に設置されている災害救援ボランティアセンターに事前に連絡し、ボランティア活動への参加方法や注意点について確認する。
- ・ 被災地で活動する際の宿所は、ボランティア自身が事前に被災地の状況を確認し、手配する。
- ・ ボランティア保険に加入する。

（出典） 全国社会福祉協議会HP

- ・ 水・食料・常備薬・適切な服装・保険等、必要な備えをして自己完結を原則に被災地に入る。
- ・ 被災地でのボランティア活動に参加する際は、自分の行動計画を周囲に事前に説明してからでかける。
- ・ 睡眠時間や疲労などに留意し、健康の事前チェックに努め、不調になったら早めに活動をやめる勇気を持ち、けがなどで被災地の負担にならないようにする。

（出典） 内閣府「防災ボランティアの「お作法」集」

- ・ 被災者の気持ちを尊重してください。自分の思い込みでの行動は、迷惑になりかねません。
- ・ 災害支援活動は、被災者の自立復興支援が目的の活動ですので、善意の押し付けや一方的な活動にならないよう心がけてください。また、時には現地での作業がない場合もあります。「復興支援への手が足りている」というふうに考えましょう。

（出典） 仙台市災害ボランティアセンターHP

＜参考事例＞「こころのケア」ボランティアについての注意事項（新潟県）

・混乱する被災地で、防災ボランティア活動が逆に被災者及びボランティア自身へ問題を生じさせないように、新潟県が注意事項を作成し、配布している。

「こころのケア」ボランティアについての注意事項

現在、各地のボランティアセンターで専門職（精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士、看護師、保健師など）ではない「こころのケア」のボランティアの方々、あるいは専門職であっても県の依頼ではなく、個別に直接ボランティア登録されている方々がいらっしゃいます。その善意の活動によって多くの被災住民の方が癒されていることとは思いますが、こういった災害の専門的知識を持ち合わせていない場合に、被災者の症状を悪化させる場合もあります。そのような問題を防ぐためにも以下の点について注意してください。

1. 被災者に震災の時の様子などを無理に話させることは避けてください。被災者が話したい話を丁寧に聞いていただくことは、被災者の心を和らげる場合が多いのですが、話したくないのに話させることは、震災のときの恐怖や不安が強まり精神的に不安定になるおそれがあります。
2. ボランティアの方は、持参したお薬や栄養剤などを、被災者に渡さないようにして下さい。お薬については適切な用法・用量に基づく服用の必要から、県から派遣した医療チームが処方します。
3. 不安で夜眠れない、食欲がない、気持ちの落ち込みが激しい、不安で落ち着かない、体の調子が悪いなどの症状がある人などについては、医療機関や「こころのケアチーム」等の専門家にまかせてください。ボランティアだけで対応しないようにして下さい。
4. 被災者の話を聞くことで、ボランティアの方自身が動揺したり、精神的に不安定になることもあります。また、がんばりすぎて疲れてしまうこともあるので、自分自身の健康に注意し、休養を心がけてください。
5. 被災者の方々は、相手が善意であっても自分の意に添わない支援は当然断ることが出来るということを念頭に置いて活動してください。

5. 民間企業との連携

専門的なノウハウ、豊富な物資・資機材を有する民間企業からの支援が行われた。

- ・ 中越地震の際、北陸信越運輸局が新潟県トラック協会とともに、トラック事業者の協力を得ながら、効率的な物資輸送体制をつくるために物流専門家を派遣。
- ・ 新潟県庁でも、物資の管理、配送のための物流専門家の派遣が行われたほか、倉庫（ストックヤード）の確保についても支援を受けている。

（出典）内閣府政策統括官「平成16年度 新潟県中越地震における防災関係機関の活動実態調査報告書」

（中越沖地震における新潟県トラック協会の対応）

◇ 7月16日（月）

【新潟県備蓄基地－柏崎間】	輸送トラック31台
【上越加チャセンター－刈羽村役場間】	輸送トラック1台
【アークランドサト中之口物流センター－刈羽村役場間】	輸送トラック1台
【新潟市西区立仏－柏崎アパパーク】	輸送トラック3台
【コメリ白根店－刈羽村役場・柏崎市役所】	輸送トラック1台
【コメリ白根店－出雲崎役場】	輸送トラック1台

◇ 7月17日（火）

【新潟市西区（エムテック）－柏崎アパパーク】	輸送トラック3台
【上越加チャセンター－出雲崎役場】	輸送トラック1台
【長岡環境センター－柏崎武道館】	輸送トラック4台
【アークランドサト中之口物流センター－柏崎武道館】	輸送トラック3台
【アークランドサト女池－柏崎保健所】	輸送トラック3台
【新潟県備蓄基地－柏崎市役所、柏崎武道館】	輸送トラック3台
【柏崎市役所へ物流の専門家を派遣】	3名派遣現地到着

（以下略）

（出典）国土交通省北陸信越運輸局プレスリリース
平成19年新潟県中越沖地震について（第6報）

5. 民間企業との連携

災害時に企業の全国ネットワークを活かして物資輸送を行ったり、避難場所を提供する等の支援が行われた。

- ・ 生協は、新潟県中越地震、中越沖地震の際に車両を派遣し、物資の集積所から避難所への配送、また仮設住宅への引越しを支援した。

- 日本生協連合会は、全国に4,000台のトラックを持っており、全て公安委員会に緊急通行車両の事前届出済みである。
- 比較的小さい車両を保有しており、被災地における物資の再配送に適している。
- どの被災地にも、その出身であるドライバーがいるため、地理に精通している。

	中越地震	中越沖地震
物資の再配送	30生協125台 293人	12生協59台 118人
仮設住宅への引越し	20生協158台 247人	9生協26台 44人

(出典) 日本生協連合会大規模災害協議会資料「自然災害と生協」

- ・ ジャスコ小千谷店は、新潟県中越地震の際、静岡県系列店が所有していた緊急避難用大型テント「バルーンシェルター」を駐車場に設置し、避難所として提供した。
- イオングループは2010年2月28日現在、1,099の店舗・事業所が地方公共団体と防災協定を結んでいる。
- 地震などの際の被災者の避難スペースとして利用できるバルーンシェルターを、全国のショッピングセンターを中心に28カ所に配備している。

(出典) イオンHP



(出典) NPO法人ピースウィンズ・ジャパンHP

民間企業等の取り組みを促すための仕組みづくり

過去の災害時には、民間企業から被災地へ専門家の派遣や物資・資機材等の提供が行われており、これらが被災地での活動の大きな助けとなっている。民間企業と行政、民間企業とボランティアの連携を高め、さらに多くの企業の参画を促すための仕組みづくりが求められる。

5. 民間企業との連携

【方向性】

共同募金会等による資金援助、「災害ボランティア活動支援プロジェクト」及び経団連「1%（ワンパーセント）クラブ」のネットワークを通じた物資支援が行われている。

■ 共同募金会「災害準備金」の支援

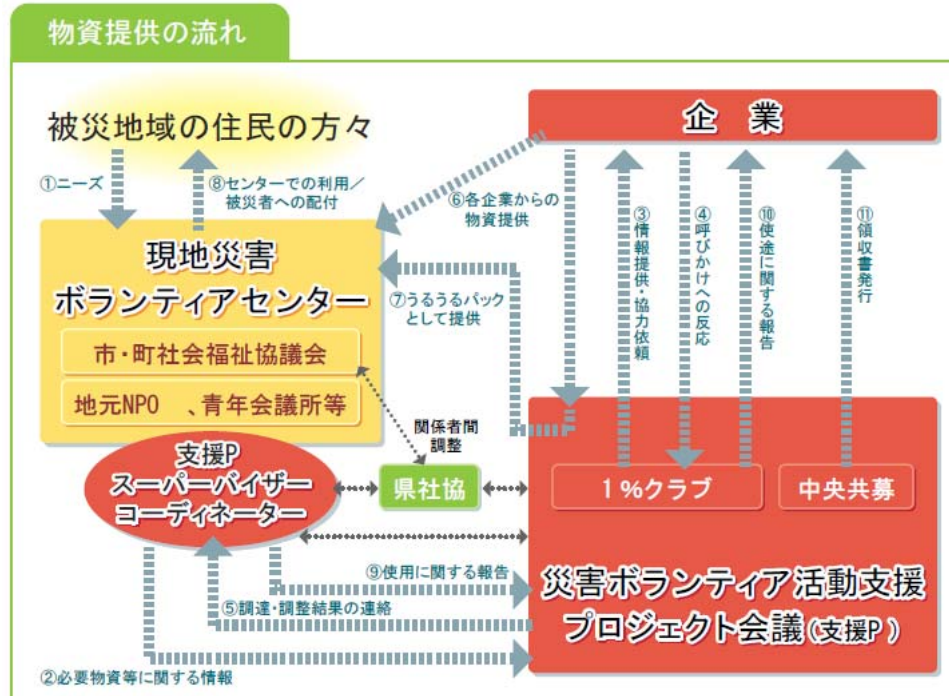
- ・ 共同募金会は、被災状況を調査の上、防災ボランティア活動のための資金を提供している。中越地震の際は、総額約1億円が支援された。

（中央共同募金会ヒアリングより）

■ 「災害ボランティア活動支援プロジェクト」「1%クラブ」による物資支援等

- ・ 経団連「1%クラブ」を通じ、企業に必要な物資の提供を依頼する。
- ・ 企業（本社）が傘下の企業（工場、現地支社等）と連携して物資提供を実施する。

（中央共同募金会ヒアリングより）



支援Pの実績とそのしくみ

例：中越沖地震被災地支援における実績
（支援Pコーディネーター分のみ）

物品名	提供数	物品名	提供数
〈レンタル／リース〉		コピー用紙（A4・1箱5000枚）	60箱
ワゴン	6台	コピー用紙（A3・1箱2500枚）	54箱
トラック	6台	蛇口付大型水筒（20リットル）	11個
乗用車	2台	蛇口付大型水筒（7リットル）	3個
複合機	2台	小型救急箱	100個
ファクシミリ	1台	付箋紙	2880組
デジタル印刷機	2台	防塵マスク	6800枚
デジタルカメラ	5台	中古ヘルメット	55個
ノート型パソコン	7台	スポーツ飲料（500ml）	3000本
パソコン用ソフト	17個	スポーツ飲料（粉末）	10000箱
携帯電話	10台	飴類	1100個
〈寄付〉		ウレタンマットレス	500枚
原付スクーター	2台	ウレタンロール	7巻
中古会議用テーブル	10個	ラップ	150本
書類棚	2個	タオルケット	1200枚

（出典） 災害ボランティア活動支援プロジェクト
「災害ボランティア活動支援者のためのハンドブック」